

令和2年第6回飛騨市議会定例会議事日程

令和2年12月9日 午前10時00分開議

日程番号	議案番号	事 件 名
第1		会議録署名議員の指名
第2	議案第117号	飛騨市行政区等設置条例の一部を改正する条例について
第3	議案第118号	飛騨市国民健康保険条例の一部を改正する条例について
第4	議案第119号	指定管理者の指定について（飛騨市多機能型障がい者支援センター）
第5	議案第120号	飛騨市健康増進施設条例について
第6	議案第121号	飛騨市スポーツ施設条例の一部を改正する条例について
第7	議案第122号	飛騨市国民健康保険病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例について
第8	議案第123号	訴えの変更について
第9	議案第124号	飛騨市市道の構造の技術的基準を定める条例の一部を改正する条例について
第10	議案第125号	令和2年度 飛騨市一般会計補正予算（補正第7号）
第11	議案第126号	令和2年度 飛騨市国民健康保険特別会計補正予算（補正第3号）
第12	議案第127号	令和2年度 飛騨市介護保険特別会計補正予算（補正第2号）
第13		一般質問

## 本日の会議に付した事件

- |       |         |                                       |
|-------|---------|---------------------------------------|
| 日程第1  |         | 会議録署名議員の指名                            |
| 日程第2  | 議案第117号 | 飛騨市行政区等設置条例の一部を改正する条例について             |
| 日程第3  | 議案第118号 | 飛騨市国民健康保険条例の一部を改正する条例について             |
| 日程第4  | 議案第119号 | 指定管理者の指定について（飛騨市多機能型障がい者支援センター）       |
| 日程第5  | 議案第120号 | 飛騨市健康増進施設条例について                       |
| 日程第6  | 議案第121号 | 飛騨市スポーツ施設条例の一部を改正する条例について             |
| 日程第7  | 議案第122号 | 飛騨市国民健康保険病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例について |
| 日程第8  | 議案第123号 | 訴えの変更について                             |
| 日程第9  | 議案第124号 | 飛騨市市道の構造の技術的基準を定める条例の一部を改正する条例について    |
| 日程第10 | 議案第125号 | 令和2年度 飛騨市一般会計補正予算（補正第7号）              |
| 日程第11 | 議案第126号 | 令和2年度 飛騨市国民健康保険特別会計補正予算（補正第3号）        |
| 日程第12 | 議案第127号 | 令和2年度 飛騨市介護保険特別会計補正予算（補正第2号）          |
| 日程第13 |         | 一般質問                                  |

○出席議員（13名）

1番	小笠原美保子
2番	水 上 雅 廣
3番	谷 口 敬 信
4番	上 ヶ 吹 豊 孝
5番	井 端 浩 二
6番	澤 史 朗
7番	住 田 清 美
8番	德 島 純 次
9番	前 川 文 博
10番	野 村 勝 憲
11番	籠 山 恵 美 子
12番	高 原 邦 子
13番	葛 谷 寛 徳

○欠席議員（なし）

○説明のため出席した者の職氏名

市長	都 竹 淳 也
副市長	湯 之 下 明 宏
教育長	沖 畑 康 子
総務部長	泉 原 利 匡
企画部長	岡 部 浩 司
商工観光部長	清 水 貢
農林部長	青 垣 俊 司
市民福祉部長	藤 井 弘 史
教育委員会事務局長	谷 尻 孝 之
病院管理室長	佐 藤 直 樹

○職務のため出席した事務局員

議会事務局長	野 村 賢 一
書記	赤 谷 真 依 子

( 開会 午前10時00分 )

◆開会

◎議長（葛谷寛徳）

皆さん、おはようございます。本日の出席議員は全員であります。

それでは、ただいまから本日の会議を開きます。本日の議事日程及び質疑・一般質問の発言予定者は配付のとおりであります。

◆日程第1 会議録署名議員の指名

◎議長（葛谷寛徳）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。本日の会議録署名議員は、会議規則第8条の規定により、1番、小笠原議員、2番、水上議員を指名いたします。

◆日程第2 議案第117号 飛騨市行政区等設置条例の一部を改正する条例について  
から

日程第12 議案第127号 令和2年度飛騨市介護保険特別会計補正予算（補正第2号）

日程第13 一般質問

◎議長（葛谷寛徳）

日程第2、議案第117号、飛騨市行政区等設置条例の一部を改正する条例についてから、日程第12、議案第127号、令和2年度飛騨市介護保険特別会計補正予算（補正第2号）までの11案件については、会議規則第35条の規定により、一括して議題といたします。11案件の質疑とあわせて、これより日程第13、一般質問を行います。

それでは、これより順次発言を許可いたします。最初に9番、前川議員。

〔9番 前川文博 登壇〕

○9番（前川文博）

皆さん、おはようございます。議長から発言のお許しをいただきましたので、一般質問をさせていただきます。今回、大きく3つの質問をさせていただきます。

まず1点目は、令和3年度に向けた新年度予算について伺ってまいります。飛騨市の令和2年度当初予算は、弱い立場の方の支援と、暮らしの質の充実を重点政策として、予算編成がされ、実行をされております。市民が困っていること、望んでいることを深く追求し、練り上げてきた予算です。市長の公約である「あんな飛騨市づくり、誇りの持てる飛騨市づくり、元気な飛騨市づくり」の三本柱となっております。現在の日本は、高齢化、少子化が進み、労働人口の減少が進んでおります。飛騨市も、この流れに逆らうことなく、着実に人口が減少しております。今、新型コロナウイルスの影響で、新しい生活様式と変わりつつあり、労働環境もリモートワークなど、テレワーク化ができる職種は、労働環境

も変化してまいりました。

いつ収束するかわからない新型コロナウイルスではありますが、収束した後もこの働き方は続いていくものと予想されます。企業によっては、今後の収支予測から、来年度の新卒採用を取りやめるなど、労働環境への影響は大きくなっています。また、飲食や宿泊などの観光系の産業も、人の移動が少なくなり、多大な影響を受けております。飛騨市の観光産業における人口比率は、22パーセントとのことで、近隣市村から見ると、影響はまだ少ない状況です。市の方針が、観光1本ではなく、幅広い産業があり、それを守っていくという方針が市長から出されていたことが、よかった一面でもあると思います。ことしは、新型コロナウイルスの影響で、緊急事態宣言が発出され、行事の縮小や中止が相次ぎ、飛騨市の政策や予算も予定どおりに進められないことは、皆さんも承知のことです。都竹市長はそんな環境の中で、第8弾までのコロナ対策を予算化し、実行されてきました。

刻々と変わる社会情勢の中で、迅速に進められたと感じています。まさに弱い立場の方の支援と、暮らしの質の充実の対策を行っていただいていると思っております。これからも、市長のリーダーシップで、この新型コロナウイルスの対策をしていただき、市民一丸となってこの難局を乗り越え、安心して暮らせる飛騨市を1日も早く取り戻せることを願っています。そこで質問に入ります。

令和3年度の政策方針と予算の考えです。先の見えない新型コロナ対策が続く中、令和3年度は、経済活動の縮小により、税収もかなりの影響を受ける、減額になると予想されます。昨日の高山市の一般質問では、14億円の減収を予想しているということがありました。長引く経済活動の停滞により、経済弱者も多くなる心配もあります。また、コロナ対策で、市民も疲れ切っております。コロナ禍の中での新年度予算編成となりますが、市長はどこに重点を置き、どのような政策を考えているのか、伺います。

◎議長（葛谷寛徳）

答弁を求めます。

〔市長 都竹淳也 登壇〕

△市長（都竹淳也）

おはようございます。

令和3年度の政策方針と予算の考え方につきましてのご質問でございます。この令和3年度、なかなかまた難しい年になるのではないかと感じておりますけれども、まず、現在の国内の新型コロナウイルスの感染状況を見ておりますと、恐らく来年度もこれコロナの影響が続くということは間違いない情勢だというふうに思っておりますので、引き続き、市内情勢を見極めながら、感染防止対策を徹底したうえで、経済活動を回していくということを方針にしながら、当初予算もちろんですが、必要であれば補正予算でも、新たな新型コロナウイルスを打ち出す、積極かつ果敢に迅速に対応していくという考え方は変わらないというのが、まず基本でございます。

一方で、令和3年度の政策といたしましては、こうしたコロナの対策で得られた知見・経験ということがございますので、これをいかしていくということを一つの柱にしたいと考えております。さらに、コロナで暮らしの不安が広がっておるという現状がございますから、地方自治体の本務である、弱い立場の方々の支援や暮らしの質の充実、これは今年度も重点にしてきたところではありますが、これにつきましてはしっかり柱にしていく。

これは、総合政策指針で掲げました「誰一人取り残さず、大切にされる、思いやりのあるまち」の実現ということにもつながるものでございますので、そうした2つの柱を掲げつつ、全方位でさまざまな政策を展開していきたいと考えているところでございます。

現在、政策協議を行っております、10月来、かなり時間をかけて検討を進めております。したがって、まだ検討途中ということでもありますけれども、いくつかご紹介を申し上げたいと思います。コロナで得られた知見・経験をいかすということで申し上げますと、例えば、コロナによる離職休職により収入減が顕著になった方々に対して、きめ細かな生活相談・生活資金貸付ということを行ってきたわけでありまして、この経験の中で得られたものをいかしまして、新たに多重債務や生活困窮に陥った方々の生活再建の支援というものの仕組みを導入したいと考えておりまして、生活相談と金融機関による借換融資等を同時に行うモデルということを今検討しております。それから緊急経済対策で住宅リフォーム補助を実施いたしました。これ、要件の緩和もあったわけですが、大変市民の皆さんからご好評賜りまして、非常にニーズが強い事業であるということを再認識したわけでございます。こうしたことを踏まえまして、住宅の新築やリフォームに対する新たな補助制度の創設ということも現在検討を進めております。さらに、人と人との接触を最小限にしながら市民サービスを行うということにコロナ禍で取り組んできたわけですが、これをもとに、とくに利用の多い公共施設等のオンライン予約のシステム、それから電子図書館の導入ということも検討しております。さらに、コロナ禍におきまして、全国的に田舎への回帰というものが注目されるという流れになっておりますので、「移住したくなるまち日本一」というようなことを掲げながら、さらなる移住支援策を追加したいと考えております。また、コロナ対策を市民の皆様にも数多く周知・広報してきたわけですが、この中で無線放送の活用が非常に全世代向けにきくとかです、いろんな知見が得られました。あるいは、世代ごとに合わせた広報のツールの選択の重要性ということも改めて痛感したことから、広報体制全般を見直そうと思っております、さまざまなツールを一度に活用できるような体制を整える検討も進めております。以上のようなところ、例として申し上げましたが、こうした新型コロナ対策の知見・経験をいかした取り組みということをまずは進めていきたい。これが1本目の柱です。

もう一つの柱が先ほど申し上げました「誰一人取り残されず、大切にされる思いやりのあるまちの実現」ということで、あんなに飛騨市づくりを重点にしつつ、経済を回す元気づくり、そして暮らしを豊かにする誇りづくりの観点から、政策を展開してまいりたいと

思っております。あんきな飛驒市づくりの部分におきましては、先ほど申し上げました、多重債務への支援の新たな支援策に加えまして、障がいのある方々や生活に困難を抱える全ての方々に対する相談体制の強化を図りたいと思っております。発達支援センター、今、障がいのあるお子さん、子どもの世代が中心なんです、これを高齢期まで広げまして、幼少期から高齢期まで、もっと言いますと、妊娠期から高齢期までですね、生活を支える仕組みを導入したいと考えております。また、若い世代が安心して結婚できる環境を整えるための新婚世帯への支援ということにも新たに着手したいと考えております。また、高齢者の生活支援では認知症のご本人とその家族を支える制度の創設、地域での見守り体制の強化ということもございまして、健康づくりの面では子どもたちの体力づくりの促進ということを考えつつ、施設の充実を図っていきたくということでございます。また、災害対策におきましては、子どもたちも含めた地域防災力の強化とコロナ禍における消防団活動の支援を充実させたいと考えておるところでございます。

次に元気づくりの分野でございますが、これまで食の分野の、地域資源の掘り起こしに随分と力を入れてまいりました。鮎とか飛驒牛とかエゴマとかですね、こうしたことの事業を展開してきたわけでありまして、各部に散らばってですね、ややバラバラ感が出てきておりますので、これを、食に関する事業を一元化いたしまして、連携を図りながら大きく展開していきたいと。それに合わせて新たな組織体制も検討しておるところでございます。それから飛驒市ファンクラブの取り組みが全国的な注目が高まっております、各地からいろんな問い合わせ、ご講演の依頼とあるわけでありまして、これが今、関係人口の取り組みにも発展しているわけでありまして、さらなる裾野の拡大を図りつつですね、今度は交流から市内経済還流する仕組み、このあたりを来年度主眼におきたいということでございます。観光につきましては、飛驒市の歴史、文化、何気ない生活、日常生活の一コマを魅力的な観光資源にしていくという観光を目指したいというふうに考えておまして、日常生活や文化、まちづくり活動の観光コンテンツ化、オンラインによる飛驒市観光を体験していただく施策というものを検討しております。

また、誇りづくりの分野でございますが、人生100年時代の生きがいづくり、学びの環境づくりのために、引き続き生涯学習の充実ということを中心にしていきたいと考えております。今年度飛驒市民カレッジをプレ開校しているわけでありまして、この中でこれまで公民館講座などとともに市内で体験する機会が少なかったアカデミックな講演会というものも柱に据えて取り組んでいるわけでありまして、市民カレッジということでございますので、あたかも一つの大学のように仕立てまして、学ぶ楽しさを提供したいと思っております。また、学校教育のほうでは、飛驒市学園構想の理念を既存カリキュラムに落とし込むということを中心に図ってまいりますし、コロナ禍におけるICT活用や個別指導の体制強化ということについても意を用いてまいりたいと考えております。こうした新年度予算実行するための財源の調達でありますけれども、令和3年度の地方財政計画が今月末決定でありますので、まだ、不透明な状況ではあります、国県の補助金等

を含めた外部財源の確保がいずれにしても大事になってくるということで、全部局あげてですね、そうした外部財源の獲得を推進していくという方針でございます。

また、ふるさと納税が大変好調に推移をいたしておりまして、おととい、12月7日現在ですね、既に8億7,400万円。4万4,590件というご寄附に達しておりまして、これは前年比の1.34倍。件数でいきますと、1.81倍ということです。前年比の全く同日で比べますと、金額にすると2億2,400万円、既に前年を上回っておりまして、昨年1年間で約11億円だったわけでありまして、この前年を上回る可能性がかなり高くなってきたという状況でございます。そのために、これまで取り組んでまいりました返礼品のブラッシュアップ、それから先般宣言いたしました「日本一ふるさと納税をしてよかったと思っただけの自治体」を目指しまして、寄附者とのコミュニケーション強化としての明確化に力を入れて、こうしたことを通じた財源確保ということもさらに図ってまいりたいと考えているところでございます。以上です。

〔市長 都竹淳也 着席〕

○9番（前川文博）

令和3年度にむけての市長の方針、お聞かせいただきました。前回、総合政策審議会が開催され、また今月の後半ですかね、またあって。そこで、いろんなことが表面化してくるということなんですけども、やはりその中で、このコロナ、経験した中での今後の新しい経済活動、社会活動に向けた方向に向けていくというのがやっぱり一番重要でして、いろんな部分で、目に見えないところでもやっぱり困っている方もみえますし、そういった部分に、かゆいところに手が届くではないんですけども、そういったことを対応していただきたいというのが一番の思いであります。

そこで、今、コロナのことがやっぱりいろいろ中心になっていくんですけども、今、国でもいろんなことに補助金を出したり、ただでできるとかいろいろ言っていますけど、全て税金なんですよ。もとをただしますと。そうすると、国民1人当たりにもう何十万円の税金を返さなきゃいけない。

納税者にすると、その倍になるというような話も出てきておりますが、今、このコロナ対策で、第1弾から第8弾まで市長は、いろんな政策を打って、予算をつけてみえました。来年もそういったことで新たにやっていくということになるということだったのですが、その市民の中で、今実際にこのコロナ対策で、市の持ち出しとしてですね、純粋に使った金額、通告していないので、ざっとした金額でいいんですけども、何千万円、何億円という単位でいいんですが、頭の中にあるようでしたら、ちょっと言っただけだと。少ないんであれば、市民も安心すると思いますし、そのへんをお聞かせください。

◎議長（葛谷寛徳）

答弁を求めます。

△市長（都竹淳也）

我々もコロナ対策を打つにあたって、財源のことは常にチェックしながら進めており

ますので、これはもう、いつも関心事なんです。ざくっと今、使った総額というのは、40億円です。40億円で、ほとんど国費県費で賄えておまして、市の持ち出しは、ざっと3億5,000万円くらいではないというふうな状況です。ただこれは予算ベースでありまして、当然使われなかったものとか、いろいろありますから、決算ベースでおき直していきますと、恐らくですね、市の真水の持ち出しは2億5,000万円から3億円の間ぐらいじゃないかというふうにみています。コロナが始まる、この影響が出始めたときにですね、基金をこういった災害に準ずるようなときに使うものであるもので、5億円というのを一つのめどにしていこうと。5億円くらいはもう当然使わなくちゃいけないということでスタートしましたから、その意味でいきますと、大体想定された範囲以内、かなり以内に収まっているということでございますし、それから一昨日ですね、総理が地方創生の臨時交付金をさらに1.5兆円追加すると発表されましたので、この配分がさらに一定額減ることが予想されます。ですので、今申し上げた金額はそれを含んでおりませんから、さらにそれを下回る格好の真水になるんじゃないかなと思っていますので、今時点で財政運営的にですね、厳しい状況になっているという状況ではないというふうに捉えながら対策を進めております。

○9番（前川文博）

市の持ち出しは、またくれば、ほぼゼロになるのかなという、今、期待もしながら。5億円をコロナ対策で見込むということです。残った分はね、また来年度の対策で十分使っていけますので、ぜひともそのへんパイプの太い人ですので、いっぱいお金を国からいただいて、持ち出しのないように、いい政策を進めていただけることを期待いたしております。

それでは2点目に移ります。インフルエンザワクチンの供給について伺います。4点あります。無償化及び助成対象者の接種率と人数。医療関係者の接種率と人数。今シーズン市内医療機関での延べ接種人数。4番目は、ワクチンはこれからも入荷してくるのかということで質問いたします。9月議会の一般質問で、無償化の対象者が増加するが、インフルエンザワクチンについて数量は確保できるのかと質問いたしました。

答弁では、高齢者の70パーセント、7,000人分、これは10パーセント余分にみている人数でした。それプラス、医療介護関係者で3,500人、合計1万500人分は確保できるとの答弁でありました。高校生以下の子どもは助成対象となっております。11月には、高校生が受験に向けて、インフルエンザワクチンを接種しようとしたのですが、ワクチンがなく、接種ができないということがありました。

また、会社からも予防接種をするように言われているが、ワクチンがない。どこに行けばあるのかなということ聞かれる状況でした。インフルエンザワクチンの予防接種は任意であります。ことしは特別な冬を迎えております。現在、新型コロナウイルス対策をしている関係で、インフルエンザになった方は、非常に少ない状況が続いておりますが、それでも心配をされている方はおみえです。そこで、新型コロナウイルス対策の一環とし

て質問いたします。

1点目、無償化及び助成対象者の接種率と人数についてです。飛騨市内では、無償化対象の高齢者、助成対象の高校生以下の子どもは、希望者全てインフルエンザワクチンが接種できたのかお伺いいたします。

2点目、医療介護関係者の接種率と人数です。医療や介護関係者は優先対象者となっていますが、希望者は全員受けることができたのでしょうか。医療機関は希望者ではなく、全員が接種することとなっているのでしょうか。

また、救急搬送する消防職員も対象になると考えられますが、そのへんはどうなっているのかお伺いいたします。

3点目、今シーズンの市外医療機関での延べ接種人数についてです。これまでに市内の医療機関ではどれくらいの方がワクチンを接種されたのかを伺います。

4点目、ワクチンは、これからも入荷されるのかということです。市民病院では、11月上旬にワクチンがなくなり、ことしの追加入荷の見込みはないというような張り紙がされております。民間病院では、ワクチンがなくなっても次の入荷があり、順次対応している医院もあります。市民病院には追加のワクチンは入荷されないのでしょうか。

また、ワクチンが接種できなくて、心配している方は、いないのか、お伺いいたします。

◎議長（葛谷寛徳）

答弁を求めます。

〔市民福祉部長 藤井弘史 登壇〕

□市民福祉部長（藤井弘史）

おはようございます。私のほうからは、最初の3点についてお答えさせていただきます。まず1点目でございます。無償化及び助成対象者の接種率と人数はについてでございます。65歳以上の接種対象者は約9,400人です。そのうち、11月末までに約6,900人の方が接種され、接種率は73.4パーセントとなっています。昨年度の接種率、58.3パーセントと比べて、既に15パーセントの増加となっており、インフルエンザと新型コロナウイルス感染症との同時流行の対策を無償化により後押しできたと思っています。高校生以下の接種につきましては、任意接種であり、あくまでも希望者が接種することになります。接種の予約ができた方に、助成券を交付していますが、11月末の交付者は、1,578人となっており、現時点では、対象者3,150人のうち、約50パーセントの方が、接種されることとなります。昨年度の接種率は、50.4パーセントですので、高校生以下の接種につきましても、昨年度を上回ると予想しています。

ワクチンの供給は、10月スタート時点で、全量供給されるものではなく、順次供給されるため、開始当初は、接種希望者全てに接種できる量がありません。

そのため、より必要とされている方に、確実に届くよう、接種時期についての協力が国からありました。希望の医療機関では接種できず、ほかで接種したという声や、12月に再度予約するように言われたという声を聞いておりますが、12月中旬にはワクチンの

入荷が見込まれるため、接種を再開される民間医療機関もありますので、今後も状況把握に努めたいと思います。

2点目、医療介護関係者の接種率と人数はについてでございます。国においては、日本感染症学会の提言を受け、優先的な接種対象者は、医療従事者のみとしており、10月26日に接種が可能となりました。現時点での調査では、医療従事者の接種率は医療機関では100パーセントで、284名全員の接種が完了しております。歯科医院につきましては、52パーセントで、63名中33名が接種を終えています。優先的な接種対象者ではありませんが、感染拡大防止に重要な介護従事者につきましては、接種率は97パーセントで、807名中784名が接種終了となっております。また、消防職員につきましては、接種率38パーセントで、76名中29名が接種しています。そのうち、救急隊員につきましては、接種率40パーセントで、60名中24名が接種している状況です。

3点目、本シーズン、市内医療機関での延べ接種人数はについてお答えします。市内の医療機関における、11月末現在の接種者は、医療機関に聞き取りをしたところ、1万2,220人で、市民の半数以上が接種している状況です。このほか、毎年、事業所単位でインフルエンザ予防接種を行っているところがあり、その数については把握できておりませんが、これを含めると、市で把握している人数以上に接種が行われていることとなります。なお、令和3年1月31日までを、接種期間としておりますので、今後も接種状況の把握に努めてまいります。

〔市民福祉部長 藤井弘史 着席〕

◎議長（葛谷寛徳）

続いて答弁を求めます。

〔病院管理室長 佐藤直樹 登壇〕

□病院管理室長（佐藤直樹）

私からは、4番目のワクチンはこれからも入荷されるのかについてを答弁させていただきます。インフルエンザワクチンの納入数量は、前年度実績に基づいて、薬品の卸会社から各医療機関に配分されており、市民病院では今期分のワクチンを1,640名分確保できたため、高齢者、一般、中高生の971名に接種を実施しました。残りは、入院患者や高齢者施設入所者、病院職員や高齢者施設職員分で469名分、小児分で200名分に振り分けて接種を実施しているところです。

市民病院での一般接種終了以降、11月中にワクチンに関する問い合わせは260件程度受けましたが、国の示した接種日程にのっとり、先着順で公平な接種機会を提供してきたことが奏功し、幸いクレームに発展するような事態は生じておりません。

今期の政府の見解では、過去5年間で最大量のワクチンを供給予定とのことであり、12月にもワクチン供給が見込まれることから、今後、必要量のワクチンが市場に出回るものと期待し、動向を注視しているところです。

〔病院管理室長 佐藤直樹 着席〕

○9番（前川文博）

答弁、4ついただきました。そうですね、9月の答弁以上の方が接種できているということで、間違いのない答弁だったなと思って確認をさせていただきました。いや、実際に本当、高山へ通っている高校生の方で、飛騨市でないのという話をしたら、高山の学校の部活関係で押さえて、そちらでまとめてできたよという話があったり、いろいろそういう話もあったりね。会社でも、11月入ったら、予防接種を受けてから来てくださいというところが出てきたりということで、どうしようという話はちらちらとあったんです。その中で、市民病院のほうも、11月のあたりに早々にもうないよという張り紙があったという話もあり、本当に大丈夫かなと。12月に入るんじゃないかという、話はちらちら聞いているけども、本当に入るのかなという心配をしている方もおみえです。今のところ、多分着実に打っていけると思うんですが、例年ですと、高齢者の方とかで、2回目と違って方が出ることもあるんですが、ことしはそのへんは、どのような考えでいけますか。今、全員に行き渡らないような感じなんだけど、今、10月に受けた人は、大体また1月、2月と違って、話があったりとかすると思うんですけども。2回目受けたらっていう方は、どうぞということでいけますか。

◎議長（葛谷寛徳）

答弁を求めます。

□市民福祉部長（藤井弘史）

高齢者の方の2回目というお話でございますが、市のほうとしては、2回目の無償ということには思っておりませんし、あと医療機関さんのほうで、こういった状況ですのという話になるかもしれません。ちょっとそこまでは、私どものほうでも把握しておりません。

市のほうの助成としては、1回限りというかたちでございます。

○9番（前川文博）

はい、わかりました。助成は1回ですけど、2回目を希望したときは、その状況次第ということで、1月に多分なると思いますので、病院のほうでは、確保をお願いしたいと思います。

それでは、3点目に入ります。学校のエアコンについて質問いたします。2点あります。山之村小中学校への設置と、特別教室への設置ということです。これまで小中学校のエアコン設置については、複数回の質問をしてみました。その結果、国の予算もつき、小中学校の普通教室にはエアコンが設置され、ことしのコロナ休業に伴い、夏季休業が短縮された時期も、熱中症の心配がなく授業が行われ、学習の機会が確保されました。

そこで2点伺います。山之村小中学校への設置についてです。

以前、エアコンの質問をした際に、学校の教室内の室温調査で、山之村小中学校は、最高温度が28度程度であり、また、学校の構造から教室単独の設置が困難であるとの理由で、山之村小中学校の普通教室にのみ、市内ではエアコンがついていないという状況にな

っております。ことしの夏は、コロナの影響で、特別の夏でもありました。他校の教員も、山之村小中学校も暑いよと感じているのが現状です。山之村は、標高が数百メートル高いので、若干太陽に近いのかなということ、暑さも感じることもあるのかもしれませんが、今後、山之村小中学校にも設置していくべきじゃないかなというふうに思います。それについての考えをお伺いいたします。

2点目です。特別教室への設置です。国の単年度の補助事業で進み、設置したため、普通教室にはエアコンが設置されておりますが、特別教室にはエアコンが設置されていません。普通教室で授業をしている生徒は涼しい教室ですが、同時刻に特別教室で授業を受ける児童生徒は、暑い環境の中で合唱したり、実験をしたりすることになりますが、熱中症の心配はないのでしょうか。気温の高い時期は、特別教室での授業は行われないうことでしょうか。特別教室でも、通常どおりに授業を行うのであれば、エアコンが必要と考えますが、普通教室だけでいいとの考えはどういったことからだったのでしょうか。

また、今後、特別教室へのエアコン設置の計画についてお伺いをしたいと思います。

◎議長（葛谷寛徳）

答弁を求めます。

〔教育委員会事務局長 谷尻孝之 登壇〕

□教育委員会事務局長（谷尻孝之）

それでは、①山之村小中学校への設置はについてお答えいたします。基本的な考え方として、エアコン設置は、子どもたちの学ぶ環境という視点から見ますと、大変望ましいことではありますが、市の財政運営という視点から見ますと、大変負担が大きく、そのバランスの中で判断せざるをえないものと考えております。

実際に今回の普通教室への整備には約2億5,600万円という多額の費用がかかり、国の臨時交付金を充てましても、約1億6,600万円が市の真水の持ち出しとなりました。さらに、今回の事業では、交付税措置が低い起債しかなく、他に有利な補助制度もない状況で、決して容易に取り組める事業ではありません。

さらに、市全体の学校施設整備を計画する中で、各学校の屋内体育館の非構造部材耐震化や、神岡小学校の大規模改修といった喫緊の大型事業も控えており、それらも含めた財政負担やスケジュール等も踏まえ、総合的に判断しなければならないものと考えております。

以上を踏まえたうえで、お答えいたします。まず、山之村小中学校のエアコン設置については、所在地の標高が高く、冷涼な地域でもあり、平成30年7月の室温調査においては、学校環境衛生基準で示します28度を超える日が4日間でした。

また、標高が高く、湿度が低いこと。風通しがいいこと。さらには、校舎の構造が、廊下に開かれたオープン教室で、フロア全体を冷やす必要があることなどを総合的に検討し、臨時特例交付金の事業計画には加えないこととなりました。なお、今後につきましては、室温等の調査を継続して行い、実態に即した児童生徒の快適な環境づくりを進めてい

きたいと考えております。

次に、特別教室への設置についてお答えいたします。今回のエアコン整備に対する方針ですが、国の指針として、普通教室を最優先に整備する旨が示されたことと、先ほど申し上げたような財政面も含めた総合的な判断のうえで、普通教室、78教室のみ整備することとしたものでございます。

一方、古川中学校の音楽室を例にしますと、平成30年7月調査では、授業日、13日中10日が基準の28度を超え、神岡中学校においても同様の結果になったことは承知しております。

今後につきましては、窓を開ける、扇風機の設置などの暑さ対策を施すとともに、涼しい時間帯の使用や普通教室でできる内容への組み替え等、運用面についても学校と連携を進めていきたいと考えておるところでございます。

また、今後の検討に資するため、山之村小中学校同様、室温等の調査を継続して行い、実態に即した環境づくりを進めたいと考えています。

〔教育委員会事務局長 谷尻孝之 着席〕

○9番（前川文博）

山之村と特別教室のエアコンについての答弁でした。大体予想していた内容の答弁でございまして、エアコンの話をするといつも最初はこんな感じかなというふうに聞いておりました。ただ、一個、残念なのがね、国の交付金使って、エアコンをつけるという予算が出たときに、1億円ほど減額したんですね。もったいないことしたなど。それで、何とかできんかったのかなと、ふと思ったんですけどね。本当にそれがあればついたのかなという気もしなくもないんですけども。何か言っています。周りから何か声が出ておりますが。その1億円、補助金もあるので、1億円はないんですけど、たぶん7,000万円ぐらいは、そのときは、市の持ち出しがあったと思うのですが、また、そういったものを持ち出すとか。エアコンの質問のときに、電力自由化の話も一緒にさせていただいて、それで年間、何千万円か浮くので、そういったものでという話もさせてもらったことがあります。

今ここで言っても、また同じ答弁しかこないと思いますので、また、これは私も練って、どっかで質問しますので、きっちりと、その前に流れたお金をどこ行ったのかなというところから探していただいて、また答弁をしていただきたいと思います。

以上で、一般質問を終わります。

〔9番 前川文博 着席〕

◎議長（葛谷寛徳）

以上で、9番、前川議員の一般質問を終わります。

◆休憩

◎議長（葛谷寛徳）

ここで、暫時休憩とします。

再開を午前10時50分とします。

（ 休憩 午前10時43分 再開 午前10時50分 ）

◆再開

◎議長（葛谷寛徳）

休憩を解き、会議を再開いたします。

次に4番、上ヶ吹議員。

〔4番 上ヶ吹豊孝 登壇〕

○4番（上ヶ吹豊孝）

議長のお許しを得ましたので、一般質問をさせていただきます。

本日は、2点お願いいたします。1つ目、野生鳥獣被害対策と現状について。9月議会の一般質問で、鳥獣被害対策についての質問がありました。今回、それに関連した質問をさせていただきます。野生鳥獣の捕獲が進んでいる中、農作物被害には、目に見えて減少しているようには思えません。

従来は、イノシシ等による被害は山間部であったが、現在は集落のある平たん地、場合によっては市街地の住宅や学校のグラウンドまで出没するといった、広範囲に及んでいます。鳥獣被害は、営農意欲の減退や耕作放棄の増加等をもたらす大きな要因の一つと考え、農業をなりわいに行っている方、兼業で農業やっている方にとっては死活問題にもなります。

また、趣味や健康増進、荒廃農地をなくすため、家庭菜園をしている方にとっても菜園意欲をなくす結果になっています。毎年、数多くの熊の出没情報が、広報無線等で流れます。

幸い、もうしばらく飛騨市では、熊による人身被害は聞きませんが、他県では、ことし2名の方が熊に襲われ、尊い命を亡くされています。そうしたことから、鳥獣被害の防止対策として、各地域では、集落全体を県の補助事業等で侵入防止柵を設置したり、農家では、市の補助金で田畑に電気柵を設置し、獣被害から守る対策を実施しています。

しかし、この対策は、設備を設置した場所には、鳥獣は少なくなります。近隣集落に移動するだけで、根本的な対策にはならず、近隣集落の被害が増す結果になっているのではないのでしょうか。

そこで、農作物の被害軽減には、有害鳥獣捕獲、個体数を減らすことが最も有効と考えます。そこで、4点質問をいたします。

1つ目、鳥獣個体数の捕獲状況について。9月議会の部長答弁の中で、市民の狩猟免許

取得や、猟銃の購入経費に対して、補助金制度を拡充することで、猟師免許取得者が、平成29年度から令和元年度にかけて、各年で6名から8名に増えたとあります。猟師が増えたことで、平成30年度に策定した飛騨市鳥獣被害計画の捕獲計画数について、どのように実績として推移いたしましたか。熊、イノシシ、ニホンカモシカ、ニホンジカ、猿等でお答えをお願いします。

2つ目、捕獲体制強化について。9月議会の部長答弁で、飛騨市猟友会会員は、令和2年4月現在、76名とありました。年齢構成を調査しました。60代が13名、70代が24名、80代が3名で、全体の半数の方でした。恐らく、60歳代以下の半数の範囲は、就労されて、休日のみの猟になると思います。猟友会会員の皆さんは、狩猟は鳥獣被害から地域を守るボランティア的な考えで活動されているのではないかと推測します。個体数を減らすには、現在、飛騨市が猟友会に支払われている鳥獣捕獲費を上げることで、もっと猟師が増え、若い会員が猟に多く出かけ、捕獲数の増加が望めるのではないかと思います。いかがでしょうか。

3つ目、アライグマ、ハクビシン対策について。現在、最も農作物に被害を及ぼしているのは、イノシシですが、ほかにもハクビシンやアライグマ、飛騨ではムジナとも呼びますが、近年多く繁殖し、個体数が増え、被害が拡大しています。9月議会答弁で、個人での対策が必要とありましたが、どのような対策を考えていますか。また、飛騨市の捕獲対象になっているのか、お伺いします。

4つ目、先般、市民と議会との意見交換会を実施しました。その中で担当した地域からの意見で、「猿が来たら農業は終わりだ。続けられない」との意見が多くありました。猿は農作物を荒らすだけでなく、民家にも出没し、人的被害も心配されます。現状では十分な対策が困難で追い払うしかないという、前回の部長答弁でしたが、これも個体数を減らさなければ、根本的な対策になりませんが、どのように考えているか、お伺いします。

以上、4点です。

◎議長（葛谷寛徳）

答弁を求めます。

〔農林部長 青垣俊司 登壇〕

□農林部長（青垣俊司）

最初に1点目の鳥獣個体数の捕獲状況についてお答えします。まず、前提として、猟師が野生獣を捕獲するケースには大きく分けて2つの種類があります。1つは狩猟、もう1つは有害捕獲であります。狩猟も有害捕獲も野生獣の個体数の減少に資するものですが、狩猟はあくまで猟師が自発的に行う捕獲、いわゆる趣味として行うものであるため、捕獲頭数の把握は行われておりません。

一方、有害捕獲については、農作物等に被害を加える個体について、許可に基づき実施するものであるため、狩猟者の数に比例して増加するものではなく、被害発生の程度や許可件数が捕獲頭数に関係してまいります。

市が実施しております狩猟免許取得及び猟銃等の購入に対する補助は、狩猟者を増加させるために実施していることは事実ですが、それはあくまで有害鳥獣被害に対する体制強化を目的としたものであり、各狩猟者に捕獲義務が課せられているものではありませんので、狩猟者の増加がそのまま捕獲頭数の増につながるものではありません。

その点を踏まえたうえで有害捕獲頭数の合計の実績を申し上げますと、平成29年度は185頭、平成30年度は238頭、令和元年度は420頭となっています。参考までに令和元年度の内訳を申し上げますと、熊の成獣が117頭、イノシシの成獣が120頭、幼獣が97頭、ニホンカモシカの成獣が33頭、ニホンジカの成獣が10頭、猿の成獣が38頭、幼獣が5頭で、その大半を熊とイノシシが占めています。

次に捕獲体制強化についてお答えします。助成金の増額につきましては、実際に猟友会の皆さんに伺ったところ、助成金を目的として捕獲業務に従事しているわけではないことから、助成金を増やしても猟友会の会員数は増えないだろうというご意見をいただいております。

一方、これまで行った市民への聞き取りなどから、狩猟者となることを躊躇される理由については、免許取得や猟銃取得に要する経費負担や猟銃を所有することに対するマイナスイメージであると答える方が多く、狩猟者の確保にはこうした点に留意する必要性を感じております。

近年、「狩りガール」という言葉があるように狩猟への女性や若者の参加も積極的に行われるようになっております。狩猟に対するイメージも大きく変わりつつあることも事実であります。

これらを踏まえ、市ではこれまでの狩猟免許及び猟銃購入費用に対する助成制度は引き続き継続しながら、狩猟に対する関心を高めるため、猟友会の皆さんと相談しながら本狩猟期間中に助成制度のPR及び狩猟に対するイメージアップを図るチラシの制作や本年度開催したジビエツアーの継続開催などにより狩猟者の確保に努めてまいりたいと考えています。

なお、現在、飛騨市において有害鳥獣捕獲に対し支払われる助成金は、1頭当たり熊が3万円、イノシシの成獣が2万円、幼獣が1万円、ニホンカモシカが2万円、ニホンジカが1万5,000円、猿が2万円ですが、この金額は近隣自治体の高山市、下呂市、白川村もほぼ同額となっております。

次に、3点目のアライグマ、ハクビシンについてお答えします。ハクビシンについては、捕獲対象として飛騨市鳥獣被害防止計画において年間30頭の捕獲目標を設定し捕獲を行っております。

また、アライグマについては、飛騨市鳥獣被害防止計画において捕獲目標を設定していないものの、捕獲に対し助成金を交付し、その捕獲推進に努めているところです。ただし、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律では、個人が自身の敷地内において小型箱わなを使用してアライグマ、ハクビシン等を捕獲する場合には、狩猟免許を所持

していなくても捕獲許可を受けたうえで捕獲活動を行うことが可能であるとされています。したがって、現在、狩猟免許を持たない個人の方にも捕獲活動を行っていただいております。その際は市から捕獲用の小型箱わなの無償貸出を行っています。

また、先般、10月18日に開催した鳥獣被害対策研修会で講師をお願いした麻生大学客員教授の江口先生監修で、内容にハクビシンへの対策も含まれるDVDを市で購入したことから、今後、その貸し出しも行ってまいりたいと考えています。

最後に、4点目の猿の捕獲についてお答えします。議員ご指摘のように個体数を減らすことも大事とは考えますが、江口先生の指導によれば、猿については人家に近いところに出没する群れと奥山に住む群れとは必ずしも一致しないということでした。一方で、人家に近いところでは、銃の使用が制限されますから、銃を使わずに群れを追い払う、または減らす方法を考えていく必要があります。この点について、先生からは、猿の餌となるような柿・栗などの果樹や農業残渣などを徹底して排除するという地域の環境整備を行う必要があるとご指導いただいているところです。また、猿の進入を防ぐのに効果的な対策方法についてもアドバイスいただきました。これを受け、市では、来年度において、市内にモデル地区を設定し、こうした対策の効果を具体的に実施・検証する取り組みができないか検討しているところです。当モデル地区での検証を通じて、地域ぐるみの獣害対策と捕獲との二段構えの方策を今後検討してまいりたいと考えています。

〔農林部長 青垣俊司 着席〕

○4番（上ヶ吹豊孝）

伺いました。それでですね、実は、9月の小笠原議員の市の答弁で、平成27年から令和元年度までの被害総額が5年間で1,400万円前後。ということは、個体数を減らしても、この被害額が減っていないということは、それ以上に個体数が多いということと先般、聞きましたらイノシシは捕獲計画数にはないということで、一番被害の多いイノシシ、これは、もう少し捕獲してですね、それで減らさないと、農業被害はこのまますといきます。それとイノシシは、雌一頭で年間4頭から5頭、子どもをうむということで、この頭数ですと、どういうふうにも考えても、イノシシは減らないと思うんですが、そのへんはどうでしょうか。

◎議長（葛谷寛徳）

答弁を求めます。

□農林部長（青垣俊司）

今、議員おっしゃいましたように個体数を減らすというのが大事ではあるんですが、それが被害の減少にはつながらないということがあるかと思えます。個体数を減らすことに加えて、地域の環境整備が必要ということで考えております。ですので、そういった環境整備のほうで、地域ぐるみの取り組みということで今後も続けていければなと思っています。

○4番（上ヶ吹豊孝）

個体数を減らすことだけが、被害にあわないというふうにおっしゃいましたけど、結局、山に個体数が増えて、山に農作物、食べるものがなくなったんで、仕方なく里山へ下りてくると思うんです。江口先生も何か書いてありましたけど、実際、山に食べ物がないと民家にくるといようなこと書いてありましたけど、私の経験では、なり年とならない年がありますけど、やっぱりならない年は必ずそういった獣被害が出てくるという、私、経験上あるものですから、私はどう考えてもその被害、個体数を減らすことが一番の農作物の被害の軽減になるんじゃないかと思うんですが、もう一度そのへん答弁をお願いします。

◎議長（葛谷寛徳）

答弁を求めます。

□農林部長（青垣俊司）

捕獲頭数をちなみに申し上げますと、先ほども申し上げましたが、平成30年度でイノシシ、成獣が91頭、幼獣が45頭ということで、合わせて136頭、それから令和元年度ですと成獣が120頭、幼獣が97頭ということで、合わせて217頭ということで、捕獲の数としましては、増えているということでございます。そうやって獲っていながらも実際のところそういった被害の額は減らないということで、たしかに獲るほうも進めではいるんですが、それでその全く被害がなくなるということではないということで考えています。ですので、その捕獲も当然大事ではあるんですが、それとあわせて、集落内での地域でのそういう環境整備といった取り組みが必要であるということで考えていただければいいかなというふうに思います。

○4番（上ヶ吹豊孝）

私、個人的には、捕獲数を増やせば被害がなくなるというふうに今も思っているんですが。もう1点、猟師の方、今、増やしてみえますけど、私若い方を調べましたら、20代、30代、40代の方が平成27年から増えていますけれど、そういった方は、当然、後継者育成で求められたと思うんですが、やはり普段、自分の仕事を持ってきて、土日のこういった狩猟になると思うんですが、私、捕獲料をあげれば、今まで土日、毎週猟に行くわけにはいきませんが、そういった捕獲料をあげることで、ボランティアと実益、それを兼ねる狩猟に出る日数が増えると私は思っているのですが、そのへんはいかがでしょう。

◎議長（葛谷寛徳）

答弁を求めます。

□農林部長（青垣俊司）

先日も猟友会の古川支部の支部長さんにもちょっとお伺いをしたりしました。狩猟に関する助成金を増やすことで、捕獲が増えるんじゃないかという話をしたんですが、そういうことはないということをおっしゃられました。猟友会でやってみえる方というのは

やはりそのお金で獲るとかっていうことではなく、そういった捕獲をされておるということで考えています。

○4番（上ヶ吹豊孝）

わかりました。それとですね、先日、古川の畜産農家の方から連絡ありまして、野鳩による飼料用のトウモロコシの苗が引き抜かれる被害が出てきているそうです。以前も同等の被害があつて、行政で捕獲一羽につき捕獲料を支払ったので、そのときは減少したそうですが、最近増えているということです。今後何か対策は考えられているのか。また、平成31年度の捕獲計画数は120羽になっているんですが、実績はどのようになっているかわかればお願いします。

□農林部長（青垣俊司）

鳩についてのことでございます。鳩の捕獲数でございますが、過去、平成29年度が91羽、平成30年度が70羽、平成31年度が46羽、令和2年度は、まだ現在のところを把握してないということでございます。こちらにつきましては、対策としまして猟友会のほうで隔週、2週間おきですかね、土曜日に鳩とカラスの捕獲パトロールを行っておりまして、そちらのほうで獲っていただいているといった状況でございます。

○4番（上ヶ吹豊孝）

大事な畜産農家の方の飼料が鳩によって被害をこうむるということで、畜産農家のほうは大変困っておりますので、ぜひこういった鳩の駆除もよろしくをお願いします。

そういったことで、それと、すいません。猿の被害のことなんですが、猿は、果樹も大好きですし、どんな野菜も食べます。そうしたことで、飛騨市には果樹園もたくさんありますので、被害が出る前の対策が急務と思いますが、猿の駆除はなかなか難しいということなんですが、果樹園に対しての何か対策等の計画はあるのでしょうか。

◎議長（葛谷寛徳）

答弁を求めます。

□農林部長（青垣俊司）

猿の対策につきましては、先ほども答弁のほうで述べましたようにちょっとモデル地区のほうを設定をしまして、そちらのほうでちょっと対策を考えていきたいなということだと思っておりますし、そこでいい成果が出れば、それを他のほうでもやっていきたいというふうに思っています。また果樹への対策ですが、これは猿ということではなく、熊の被害が出ておるということで、昨年KDDI株式会社のスマート農業の関係でも対策と一緒に協力をしていただきまして、監視カメラでありますとか、そういったものの設置等でクマの被害の状況を把握し、また、威嚇というか、いろんな追い払う装置が効果的かどうかといった検証もしたりをしているんですが、そういったことでうまい対策があれば、今後取り入れていきたいというふうに取り組んでいます。

○4番（上ヶ吹豊孝）

最後になりますが、営農意欲の減退や耕作放棄とならないためにも、鳥獣被害から農業

守るには、私はしつこいですが、1にも2も個体数を減らすことと思います。適正な個体数になるようお願いして、この質問は終わります。

続いて、2番目の質問に移ります。2番目、緊急通報装置について。本年、8月1日現在の調査ですが、飛騨市のひとり暮らしをされている高齢者は、75歳以上が1,150名。そのうち、85歳以上が580名と多く、高齢者の方がひとり暮らしをしてみえます。近年、孤独死のニュースが多くなったような気がします。空き家が多く、近所づき合いも昔からから見ると希薄になってきています。今回のコロナ禍の中で、一層安否確認が困難になっています。行政として定期的にひとり暮らし高齢者宅を訪問し、体調や生活の様子を伺い、支援したり、民生委員、近隣見守り支援員の活動により随時訪問等を実施していただいています。

しかし、高齢者は普段元気でも、急病や持病悪化に見舞われる可能性があります。そこで、飛騨市では、70歳以上のひとり暮らし高齢者、75歳以上の高齢者のみの世帯を対象に自宅に電話機に通報相談センターに直結した緊急通報装置を設置し、健康や心配ごとなどの確認や、緊急事態に対処しています。本年、7月末時点で設置者が292名とのことでした。そこで、今回3点について質問します。緊急通報装置の使用状況は。現在の緊急通報装置が実際に使われた事例は過去5年間で何件ありましたか。また、重病等で通報装置は設置してあったが、使えない状況の事例はありましたか。

2つ目、緊急通報装置の周知について。8月現在、75歳以上が1,150名。そのうち85歳以上が580名と多いのですが、通報装置の設置状況は292名と少なく感じます。高齢者に対する通報装置の存在や周知等はどのようにされているか伺います。

3つ目、新規見守りシステム導入について。本装置は、電話機近くに設置し、緊急ボタンを押すことで、コールセンターにつながります。また、重篤の場合、装置にたどり着けない場合に小型送信機、ペンダント型に押すボタンもあるそうですが、高齢者は重篤の場合、ボタン操作すら困難と考えます。そうしたことから、近年は電話回線やインターネットを利用して、いろいろな見守りシステムがあります。例えば、電力消費チェックをパターン化して、パターンに反して使われる時間帯に電力が使われないような変化があれば通報する。そうしたシステムを導入することで、ひとり暮らしの高齢者はもちろん、遠隔地に住む家族の皆さんもスマホでいつでも見守ることができ、安心ではないでしょうか。今後、24時間リアルタイムで安否確認ができるシステム導入の考えはありますか。

以上、3点よろしく申し上げます。

◎議長（葛谷寛徳）

答弁を求めます。

〔市民福祉部長 藤井弘史 登壇〕

□市民福祉部長（藤井弘史）

それでは、まず1点目、緊急通報装置の使用状況はについてお答えをいたします。現在の緊急通報装置が緊急時に実際に使われた過去5年間の事例は、平成27年度5件、平成

28年度11件、平成29年度17件、平成30年度12件、昨年度5件でした。5年間で計50件となっています。

また、これまでに緊急通報装置が設置してありましたが、重病等により活用できなかった事例は、過去に4件ありました。このうち1件は、装置から離れた場所で具合が悪くなられたため装置が使えず、携帯用の小型送信機も持っておられなかったため活用できなかったというものです。なお、この方はみずからの携帯電話により救急車を要請され無事でした。あとの3件は、独居の方の救急搬送事案で、事情は不明ですが、緊急通報装置が設置されていたものの通報することなく亡くなられていた事例となります。

2点目、緊急通報装置の周知についてお答えをいたします。緊急通報装置の設置につきましては、地域の民生委員を通じて申請していただいています。そのため、地域の民生委員が緊急通報装置の設置が必要であると判断した世帯を対象に民生委員からの声かけで設置するかたちが基本となっています。

このほか、ケアマネージャーからの情報提供や地域見守り相談員が訪問時に必要と感じた場合も、民生委員と情報共有し、緊急通報装置の設置を進めています。

しかし、最近では、携帯電話のみを利用して固定電話を持たない世帯が増加しており、これらの世帯においては現装置の設置ができないという課題があります。また、緊急通報装置を運用するにあたり、ご近隣の方に協力員を依頼することとしていますが、地域が高齢化しているため近隣で協力員をお願いできる方も少なくなってきました。また、協力員に対して負担をかけたくないという思いで装置の設置を望まない世帯もあります。こうした課題につきましては、現在対応ができていないのが実情ですが、今後、対応策を検討し、希望される全ての対象者世帯に設置できることを目指してまいりたいと思います。

3点目、新規見守りシステム導入についてお答えをいたします。議員ご指摘のとおり、遠隔地の家族が直接その様子や異変をスマホ等で察知できるようなタイプの見守りシステムをはじめ、近年ではさまざまなシステムが開発されております。他方、現在のシステムが普及・定着しつつあることに加え、令和5年までの長期継続契約の期間中でもあるため、当面は現行システムの利用を継続しながら、現行機種で取り付けられない世帯などには別のものが導入できるようにするなど、その世帯のニーズや課題に見合った見守りシステムが導入できるよう、他自治体の好事例なども研究しながら今後検討してまいります。

〔市民福祉部長 藤井弘史 着席〕

#### ○4番（上ヶ吹豊孝）

1番目の回答で、結局、通報装置を持っているが4件の方が利用しなかったという。私、一番心配していたのは、やはり高齢者の方、パニックになってなかなかそういった装置の操作ができないといったことがあると思います。そういったことで私が今、答弁させてもらったのが、やはりお年寄りはやっぱ先ほども言いましたけど、そういった操作ができない、パニックになる。そういったことで、新しいシステムを導入するということを提案

したいんですが、今、部長の答弁で、令和5年度まで現機種の契約があるということなんですが、ちょっとお聞きしたら、現在飛騨市では310台の機種は確保していると。そういったことで、今、292名。もう少しでも310名超えてしまいますよね。そうした場合にこの310名確保以外に、増えた場合は今どんな対応になるんでしょうか。

◎議長（葛谷寛徳）

答弁を求めます。

□市民福祉部長（藤井弘史）

310台というのは予算上の数字でございまして、当然それよりも増えればですね、補正予算なりを組ませていただいて、追加させていただくということでございます。

○4番（上ヶ吹豊孝）

今後ですね、団塊の世代の方の初年度の後期高齢者が、令和4年、あと2年後に一層増えると思います。そういったことで、今、飛騨市は、このリース料を全額市で負担しておりますが、今後増えたことで、膨大な予算になると思いますが、全額負担という考えは今後も続けられる予定ですか。お伺いします。

◎議長（葛谷寛徳）

答弁を求めます。

□市民福祉部長（藤井弘史）

現在、1台当たりですね、年間で1万7,820円かかっております。これを基本として考えていきたいと思っておりますし、当然入札によってですね、新たなシステムをまた導入するときには、入札によって決めていきます。当然、仕様をこちらで示したうえで。議員ご提示のございましたシステム、いろいろなものが今出ているというふうに私も認識しておりますので、令和5年度までもうしばらく時間がありますので、しっかりそのあたりを研究してですね、現システムを使っている方につきましても、使い勝手がこのほうがいいと言われる方も、実際にはいらっしゃるものですから、そのあたりも合わせて検討しながらですね、次の更新に向けて調整していきたいなということを思っております。

○4番（上ヶ吹豊孝）

令和5年度まで今のリース会社と契約されているということなんですが、どうしても例えば、並行にパラレルに新しいシステムと導入するということが無理なんでしょうか。

◎議長（葛谷寛徳）

答弁を求めます。

□市民福祉部長（藤井弘史）

例えば、新たな方については、違うシステムをとということもできる。あとは財政的な問題だけだと思っております。ただ、どのシステムにするかというのをまた検討する意味でも、すぐということではなくてですね、今のシステムを利用しながら、検討してまいりたいということをお思っております。

○4番（上ヶ吹豊孝）

私、その部長の言われたとおりです。令和5年まで契約が終わって、すぐ新しいというのは難しい話なので、今からでも新しいシステムと平行にやって、令和5年度以降を今の機種がいいのか、新しいシステムがいいのか検討されるべきだと思いますので、ぜひそのへんを柔軟な取り組みでお願いしたいと思います。そういったことで、最後に今後、今以上の高齢者が増えていきます。ひとり暮らしも増えると思います。早急に安否確認システムの導入と市の今後の予算を含め検討をお願いして質問を終わりたいと思います。

〔4番 上ヶ吹豊孝 着席〕

◎議長（葛谷寛徳）

以上で、4番、上ヶ吹議員の一般質問を終わります。

次に、午後に予定しております、2番、水上議員の一般質問を行います。

◆休憩

◎議長（葛谷寛徳）

ここで、暫時休憩といたします。再開は、午前11時35分といたします。

（ 休憩 午前11時29分 再開 午前11時35分 ）

◆再開

◎議長（葛谷寛徳）

休憩を解き、会議を再開いたします。

引き続き、一般質問を行います。2番、水上議員。

〔2番 水上雅廣 登壇〕

○2番（水上雅廣）

それでは議長のお許しをいただきましたので、質問をさせていただきます。

今回は大きく3点お聞きをいたしたいと思います。最初に、体育協会の組織再編についてお聞きをしたいと思います。昨今のコロナ禍の中、いろいろな行事やイベントが縮小、あるいは中止をされる中で、これを一つの機会ということで捉えて、体育協会では、組織改編のための準備をされているというふうにお聞きをしております。飛騨市のスポーツ振興を盛り上げ、末永く、力のある組織となることを目指されているというふうに聞いております。市のためにも市民の皆様のためにも、そのような組織になっていただきたいというふうに思っております。

市は、飛騨市総合政策指針では、スポーツを通じた健康増進の推進として、「事業者や団体等との連携を強化し、指導者の確保・育成を推進します。競技スポーツの普及啓発を図り、市民の運動意識の醸成とスポーツによる交流を促進します」というふうに謳っております。また、先般、9月の決算議会の中でもありましたけれども、令和元年度の決算資

料の中にスポーツ推進事業について、各団体とも指導者や役員の高齢化が課題となっている中、市体育協会の運営費補助金を増額し、外部から専任事務員を置くことで、幅広いスポーツ施策の体制強化を図るとされております。

これは、令和2年度以降の課題として記載をされていますから、こうしたことに沿って、市も体育協会の改編に同じように向かわれているのかなというふうに受けとめております。体育協会の組織が再編されることで、市にとって、市民にとって、何がどのようによくなるのでしょうか。そこがしっかり伝わらなければ、組織が変わったというだけでどまってしまうと、その後の運営、助成金の支援であったり、企業や個人からの支援、そういったものが受けにくくなるのではないかというようなことも思ったりもしております。そうした中で、何点かお伺いをさせていただきます。

まず、体育協会の現状を市はどのように認識をされておりますか。合併協議会の調整方針に基づいて本部が統一をされました。ただ、いまだに本部と、それぞれの支部、それぞれに規約が、会計があるということで、5つの組織があること、そういう状態になっております。こうした状況を、市はどのように捉えておいでになるのかお伺いをいたします。

次に、組織改編に向けた現在の取り組み状況についてということで、組織改編に向け、体育協会、市は、現在どのように取り組んでいらっしゃるのか。取り組みの状況をお聞かせいただきたいと思っております。次に、課題とその対応、今後の進め方についてということで、組織改編に向けた取り組みを進める中で、いろいろな課題が浮かんできているのではないかなというふうに思いますけれども、それに対する対応と進め方についてお伺いをいたします。

4つ目、組織改編後の市の考え方とかかわり方ということで、体育協会の自立に向けた考え方。スポーツ推進委員との関係。健康づくりに関する事業との関係。教育委員会とのかかわり、そういったものについてどのように考えていらっしゃるのかお伺いしたいと思います。最後に改編後の体育協会への補助金等支出の考え方はどうかということですが、協会が将来的に財政的に自立するためには、収益を伴う事業を展開するようなこともなければ継続することが難しいのではないかなというふうに思います。短期、あるいは中長期の資金繰りはどのように考えていらっしゃるのか。市の財政的支援の考え方をあわせてお伺いをいたしたいと思っております。

今現在、説明された加盟団体や事業内容が確定できていない段階で予算を定める。これは難しいことだというふうに思っておりますけれども、あえてこのあたりについてお伺いをさせていただきます。

◎議長（葛谷寛徳）

答弁を求めます。

〔教育委員会事務局長 谷尻孝之 登壇〕

□教育委員会事務局長（谷尻孝之）

それでは、まず①体育協会の現状をどのように認識しているかについてお答えいたし

ます。現在、飛騨市体育協会は合併以降、旧吉城郡体育協会を引継いだ本部と旧4町村の体育協会を引き継いだ支部との1本部4支部制の組織体制となっております。

当初は、2期、4年をかけて組織の1本化を図ることを目指し、協議、検討を重ねてきましたが、各戸協力金や旧町村の歴史や伝統行事の継承等、さまざまな問題に直面した結果、組織の1本化はいまだ実現できていない状況です。また、本部と各支部との横のつながりが希薄で、競技部同士も連携がないまま現在に至っております、このような状態は市としても決して好ましくない状況であると捉えております。

次に組織改編に向けた現在の取り組み状況についてお答えいたします。今回の組織改編については、2月以降、コロナ禍の中ではありましたが、5月から体育協会みずからが組織改編に向けての話し合いをスタートされました。7月には岐阜県スポーツ協会から講師を招き、講演会を開催、8月には県内の瑞穂市や郡上市を訪問、先進地の事例を学ぶなどさらに踏み込んだ議論を重ねながら、現状の把握と組織改編の原案を作成されています。組織改編の構想は大きく3つです。1つ目は、競技団体を核とすることです。県内には30郡市体育協会がありますが、その体育協会に加盟している競技団体がひとつもないのは飛騨市だけです。そもそも体育協会とは、各加盟競技団体を統括し、競技力向上とスポーツ振興を牽引する組織です。しかし、現状は加盟競技団体制度ではなく、個人で引き受けている役員や競技専門部長の好意と意欲に支えられているのが現状で、その場合、個人の負担が大きく、発展性、継続性が懸念されております。このような状況で将来を見据えた事業展開や施策を打ち出すことは難しく、市民大会や町民大会等を例年どおり消化するだけで精いっぱいの状態が続いています。こうした状況を解決するためにも、各競技団体が核となり、末永い飛騨市のスポーツ振興を担う専門性の高い競技団体の集合体としての体育協会を目指しています。

2つ目は、競技力向上と地域スポーツ普及推進です。東京オリンピックを控え、スポーツに対する関心が高まる中、国際大会や全国大会、プロ野球選手の輩出など、飛騨市からこうした舞台で活躍するトップアスリートを輩出するための競技力の向上や市民のスポーツ実施率を高め、スポーツ人口を増やすための取り組みなど、いわゆるチャンピオンスポーツとレクリエーションスポーツの両輪で取り組みを進めています。

3つ目はジュニア世代のスポーツ環境の整備です。少子化の影響により中学部活の廃部が全国で問題視される中、9月には文部科学省からの通達により令和5年度から段階的に休日の部活動を「学校部活動」から「地域部活動」に移行する方針が打ち出されました。生徒の減少により団体チームスポーツが単独校では編成できない現状、生徒の減少に伴う教員、部活動顧問の減少など学校部活動はもはや持続可能な状態にあるとは言えず、これは飛騨市も同じです。地域部活動の要である指導員の確保は今や急務となっており、その人材の確保や受け皿となる組織の立ち上げ、さらには既存組織の強化が必要とされ、飛騨市体育協会ではこうした課題を見据えたジュニア世代のスポーツ環境整備を進めています。その第一歩として、令和3年度よりスポーツ少年団が体育協会に加盟していた

くような計画を検討されております。こうした3つの組織改編案が体育協会から示され、現在、市内で順次、説明会が行われています。市としましても、理事会や先進地視察、講演会等に参加させていただきながら、現状の把握と協会役員との共通理解を深めており、引き続き組織改編に向け全面的に支援してまいります。

次に3点目、課題とその対応、今後の進め方についてお答えいたします。問題は4点あると認識しております。

1点目は加盟競技団体制の導入です。現在、市内に存在する協会や連盟といった競技団体に対して説明会やヒアリングを行い、体育協会に加盟していただけるよう働きかけを行っております。

2点目は組織のスリム化です。これまでの1本部4支部制で行ってきた事業を加盟競技団体制に改めることにより、現在の4支部は発展的解散となります。支部制の廃止に伴い、これまで各町、各支部単位で行っていた町民大会は協会や連盟といった加盟競技団体が引き継ぐこととなります。

3点目は支部制廃止に伴う各戸協力金制度の廃止です。各戸協力金とは合併前から存在する制度ですが、1世帯あたり古川支部は300円、河合支部は400円、宮川支部は500円と各町で金額に相違があり、神岡支部においてはそもそも協力金制度が存在していません。こうした不均衡を合併当初の2期、8年をかけて統一し、課題解決を目指しましたが実現には至りませんでした。今回の組織改編により各戸協力金制度は廃止されますので、それにかわる財源としては協賛金や体育協会の自主事業、競技団体による加盟金、そして市補助金等で確保していきたいとのことです。

4点目は自立化です。これまで体育協会事務局を市職員が担ってきましたが、本来あるべき姿ではないと考えております。このため、令和2年度から市の人件費支援を受けて事務局に担当の職員を置き、協会みずからが事務を行い、市職員はオブザーバーという立場で支援させていただくかたちへと移行しているところです。これらの課題の解決に向け、岐阜県スポーツ協会をはじめ、県内郡市体育協会等を参考にしながら制度設計が進められています。また、令和3年度の組織改編と同時に上位団体である日本スポーツ協会に歩調を合わせるため、飛騨市体育協会は飛騨市スポーツ協会へと名称を改め、新組織として再出発する予定であると伺っております。

次に4番目の組織改編後の市の考え方とかかわり方についてお答えいたします。体育協会は各種競技団体やスポーツ少年団及び中学校体育連盟等の土台の上にあることが理想であり、協会や連盟といった競技団体をまとめ、競技力の向上と生涯スポーツの推進を担っていただける統括団体として飛騨市のスポーツ施策をともに担っていただきたいと考えております。また、文部科学省からの通達により令和5年度から段階的に実施されることとなります中学校における休日部活動の地域移行化を見据え、指導員の確保は今や急務となっており、その人材の確保は組織改編後の飛騨市体育協会に委ねられております。

今後は体育協会が核となり、スポーツ推進員やレクリエーション協会、そして近年、市民の関心が高くなっています。ノルディックウォーキングやクアオルト健康ウォーキング等と連携を図りながら、飛騨市のスポーツや健康づくりを盛り上げていただけることを期待しておりますし、市としましては、各団体とのパイプ役として引き続き全面的に協力をしてまいりたいと考えているところでございます。

最後に5番目、改編後の協会への補助金等支出の考え方はについてお答えいたします。組織改編後の計画では、主な収益として各競技団体からの加盟金、各種スポーツ大会等の参加料、スポーツイベント開催による自主事業及び協賛金などにより自己資金を確保し、自立化を図ると伺っております。一方で、先ほど申し上げましたとおり、各戸協力金制度の廃止に伴い、財源的に厳しい状況になることが考えられます。市ではこうした現状も踏まえ、組織改編が円滑に進むための財政的な支援は必要と考えておりますが、具体的な金額等につきましては、体育協会から新たな事業計画や資金計画を提出していただき、他の団体とのバランスも考慮しながら検討したいと考えておるところでございます。

〔教育委員会事務局長 谷尻孝之 着席〕

○2番（水上雅廣）

丁寧に説明をいただきましたので、今回この質問に至ったひとつはですね、体育協会がこういうことをされているということを少し広く皆さんにもお知らせをしたかったのです。そうじゃないとまた一体何をやっているとか、そんな話もなったりするのかもしれないので、ひとつはそういうことで質問させていただきました。今ほどちょっと触れられておらなかったんですけども、例えばですね、スポーツ推進委員、それから各地区にいらっしゃる体育推進委員、そういった方々の今後の役割と今、改編しようとしている協会とのそのかわり方というか、そのへんについては、何かお話をされているのかどうかは承知をされていますか。

◎議長（葛谷寛徳）

答弁を求めます。

□教育委員会事務局長（谷尻孝之）

各種大会等を進めるにあたっては、やはりそれを主催する、今の体育協会であるとか体育指導委員、それから一方で地域の方の、地元の方ですね、そういった方をまとめる今の社体の方と、ありますので、それぞれ若干立場違うことであろうかと思えますけども、いずれにしても、スポーツ推進という意味では、一体化していかなければいけないと思いますので、そういった中も含めてですね、今の改編の中でですね、一緒に議論していきたいと思っています。

◎議長（葛谷寛徳）

12時を過ぎますが、このまま会議を続けます。

○2番（水上雅廣）

12時回らないようにしようと思ったんですけどだめですね。今の話、そもそも協会

も今、いろんな団体と話をされておる段階だということですから、そのへんがしっかりしてこないと、かかわり方もいろいろとどういうふうなのかということも、具体的などころには入っていけないのかなというふうなことは思いますけども、そういうことも含めて、しっかりと相談をしていただくということで市からのほうもそういうアドバイスなりをお願いしたいと思います。事務局長の答弁の中では、冒頭、市も最大限支援をしていきたいというような答弁もありました。これまでの流れの中で、十分一緒に参画をしていただいてアドバイザー的に進めてきていただいております。ただ、その協会のほうは、お聞きしたところでは、令和3年度ですね、当初から運営をしていきたいというようなことを少しお聞きをしたんですけれども、正直、教育委員会としてのそのあたりの考え方について、どう思っているのか。要は、先ほど財政の支援のお話もいただきましたけども、そういったこともしっかり含めてその運営に入っていただかないとなというふうなことも少し心配をするわけです。そのあたりの市としての支援のあり方、協会等の関係の、そういう協議のあり方、そのへんについてどのようにお考えなのか。もう一回お聞きをしたいと思います。

□教育委員会事務局長（谷尻孝之）

ただいまですね、体育協会のほうがたしか昨日からですね、各種競技団体の説明会・ヒアリングをスタートしたと伺っております。そういった中で先ほど少し述べましたが、最終案であるとか、いわゆる事業案、予算案というのが、まだ私のほうには、今のところ届いてない状況でございます。一方、ご存じのとおり、今、飛騨市のほうとしても、いわゆる来年度予算のそういったスケジュール等々もあります。そういった中で、近々になりますけども、体育協会のほうと打ち合わせをしまして、いわゆるその事業案のことであるとか予算案、それから実際にそういった組織の改編等の時期についてですね、いま一度確認をとりながら進めていきたいと考えています。

○2番（水上雅廣）

そういうことでよろしくお願いたします。

先ほど、今回の質問に至った1点目は申し上げました。2点目は、やっぱりそうは言いながら、財政的に心配なわけです。そのこれだけ大きい団体にしていって、動かしていくのは、それ今の状況の中で協賛金であったり、スポンサーを得るとするのは初手からなかなか難しい。難しいんだろうなということを思うわけです。さっき、短期・中期の財政的な支援と申しましたけど、やっぱり立ち上げの当初、しばらくはどうしても支援をいただかないと難しいのかなと。しっかり運営がなされていく中で、また景気の状態なんかも変わってくればですね、いろんな好転するようなこともできてるんだろうと。将来的にずっと協会も市に頼りっぱなしというかそういう財政的な部分で。そういう考えは恐らく何もお持ちではないと。やっぱり自立していきたいという思いのほうが強いのかなと思いますけれども。くどいですがなかなかそういうふうには、初手からはいかないだろうと。全面的に支援をいただけるというお話でしたけれども、この先、協議を

していられる中で、あえてもう一回、教育長、しっかりと財政的な支援も含めて、やっていきたい。そういう思いをですね、答弁でいただけるとありがたい。お願いします。

◎議長（葛谷寛徳）

答弁を求めます。

□教育長（沖畑康子）

先ほどから事務局長が申し上げておりますように市としましても、飛騨市のスポーツ振興でありますとか、次世代の育成については重要なこととして考えておりました、今回のこの体育協会が、よい方向に整備し直されるということは本当に望ましいことと考えております。それにあたりまして、市としてできることの支援は、十分に行っていききたいと思っておりますが、先ほど申し上げましたように、具体的な内容がまだみえておりませんので、その詳細については、これから十分に詰めてまいりたいと思っております。

○2番（水上雅廣）

ぜひ庁内の中でもしっかりと協議をいただいて、確実に協会が、あるいは市が思う方向へしっかりといけるように、進めるようお願いをしたいと思います。

そうしましたら、次の質問のほうへ移らせていただきます。

次の質問ですけれども、指定管理施設の基本方針についてということでお伺いをいたします。指定管理施設の基本方針の見直しによって、観光・産業施設それから市民施設、福祉施設の3種類に整理をし、施設目的に沿った運営管理を行うということで、今定例会に飛騨市健康増進施設条例、それと飛騨市スポーツ施設条例の一部を改正する条例、この2案件が上程をされてきております。そこで、改めて、この経緯や運営についてお聞きをしたいと思います。

まず1つ目ですけれども、市有施設個別施設計画の策定についてということで、昨年度の決算状況の説明の中で、公共施設の個別施設計画の策定に取り組んできたとの説明がありましたが、具体的にどのような取り組みがなされてきたのでしょうか。改めてお伺いをいたしたいと思います。また、そのことと今回の条例制定、それから条例改正との関連性についてもお伺いをいたします。

2つ目、方針の変更理由とその影響ということで、今年度の指定管理者の募集にあわせて、飛騨市河合健康増進施設、これ、ゆうわ〜くはうすですけれども、これは観光施設から健康増進施設に。それから飛騨かわいスキー場は、観光施設からスポーツ施設にかわることとなっていますけれども、もう一度改めて、そういうふうになったいきさつ、理由をお聞かせいただきたいと思います。

また、こうしたことによって、指定管理料には何かしら影響があるのでしょうか。また、食堂ですね、そういったものもあるわけで、そういったものの運営に影響ということはないのでしょうか。伺いたいと思います。

それからと、ぬく森の湯すば一ふる、それと地域交流施設船津座。これも次回の更新までに、調整をするということでお伺いをいたしておりますけれども、同様に聞かせをい

ただきたいと思います。

それから3点目。種蔵山里の暮らし体験施設の運営方針についてということで、今回のこの見直しの中で、種蔵山里の暮らし体験施設については、類型上、観光・産業施設に位置づけられています。指定管理料については、基本的に利用料金収入等により運営費用を賄うことを前提とした指定管理料とし、将来的に指定管理料ゼロ円を目指すとしておられます。この種蔵山里の暮らし体験施設のこの位置づけにあたっては、何かしら検討がされたのでしょうか。されたのであれば、その内容。あるいはされてないということであれば、何で検討していただけなかったかというようなことも含め、理由をお伺いをいたします。また、今後の運営方針についても改めてお伺いをさせていただきたいと思います。

◎議長（葛谷寛徳）

答弁を求めます。

〔総務部長 泉原利匡 登壇〕

□総務部長（泉原利匡）

それでは、1点目の市有施設個別計画策定についてお答えさせていただきます。市有施設の個別施設計画については、平成26年4月22日付の総務大臣通知による策定要請に基づき、平成29年3月に策定した飛騨市公共施設等総合管理計画を踏まえて、令和2年度中策定するものとなっております。現在、管財課において作業を進めているところです。この個別施設計画について、国からの具体的な内容や準則的なものは示されていないので、既に策定済みの自治体の計画等を参考に作成を進めております。策定済みの自治体の例を見ますと、個別施設計画との名称ではありますが、ひとつひとつの施設についての詳細な維持管理に関する計画を定めるものではなく、施設ごとの今後の更新計画や維持管理の方針をとりまとめたものが多く、飛騨市においても同様な考え方で取り組んでおります。

個別施設計画の作成にあたっては、今後30年間に必要な維持管理に関する概算費用を計上した施設カルテを作成し、それを参考に行政が継続するもの、民間へ譲渡することが可能なもの、転用や廃止等の検討が必要なものといった選択肢の中から方針を定めることとしており、来年3月までにそれらを取りまとめた計画として作成する予定です。

この計画を策定することによる利点としては、その計画に基づく施設の転用や長寿命化対策工事を実施する場合に、特別交付税充当率50パーセントの公共施設等適正管理推進事業債の対象とすることが可能となる場合があります。

今回の条例制定、改正との関連性については、公共施設等総合管理計画で施設の類型を市民文化系や産業・観光系など11の類型に分類していることから、個別施設計画についても同様に類型ごとに記載する予定ですので、今回の条例制定、改正に伴って所属類型が変更となる施設については、その記載される場所が変更となりますが、そのほかに大きな影響はないものと考えております。

〔総務部長 泉原利匡 着席〕

◎議長（葛谷寛徳）

続いて答弁を求めます。

〔企画部長 岡部浩司 登壇〕

□企画部長（岡部浩司）

私からは2点お答えさせていただきます。1点目のですね、指定管理施設の基本方針についての中で、基本方針の変更の理由とその影響についてお答えいたします。今回、指定管理施設の基本方針を見直し、指定管理施設の利用実態と条例の位置づけを確認したうえで、ゆうわ〜くはうすは「健康増進施設条例」に、飛騨かわいスキー場は「スポーツ施設条例」に位置づけを変更するものですが、現在の両施設の利用状況については、明らかに地元住民の利用が大半であり、観光施設として位置づけられていることとのずれが生じていることから利用の実態に合わせて条例の位置づけを変更するものでございます。もちろん、当初の目的と利用実態が異なっているのであれば、廃止という選択肢もあるわけではございますけども、いずれの施設も市民に親しまれ、雇用も生み出されていることも踏まえて、存続を前提として判断したものであることは言うまでもございません。一方、これによって、施設の転用や運用形態の根本的な見直しを行うものではありませんので、指定管理料や食堂運営などに影響するものもありませんが、今回の指定管理者の更新にあたっては、今まで以上に市民が利用しやすい施設として、満足度を高めるための工夫を高く評価する募集要項にしたいというふうに考えております。

なお、ぬく森の湯すば一ふる、地域交流センター船津座も同様に次回の指定管理の更新までに調整したいというふうに考えております。

続きまして、種蔵山里の暮らし体験施設の運営方針についてお答えいたします。種蔵山里の暮らし体験施設につきましても同様に、今回の指定管理施設の基本方針の見直しにおいて、施設の利用実態と条例の位置づけなどを再確認しております。その結果、この施設については、条例では「地域住民と都市住民との交流を促し、地域活性化と景観保全を図る施設」としており、施設の設置場所や利用状況から考えて、観光・産業施設以外の用途は考えられないというふうに判断しております。

このため、この施設につきましても、今後も従来どおり宮川町種蔵を愛する「ふるさと種蔵村民」や、種蔵地域の景観保全のお手伝いに参加していただける方などの宿泊や地域住民との交流の場として利用していただく施設として運営管理を行ってまいります。

〔企画部長 岡部浩司 着席〕

○2番（水上雅廣）

ちょっと確認をさせてください。企画部長、今答弁の中で、条例改正について、利用状況に合わせたものであることと、それから、存続をするんだということを理由にとおっしゃいました。私は、そういうふうに聞き取れたのですけれども。このことによって、ある意味統廃合と、単刀直入にお聞きしたいんですけども。そういった、例えば、今の条例であがってきているゆうわ〜くはうす、それから飛騨かわいスキー場については、この先そ

ういう統廃合もあるよ、統合・廃止、そういった流れのほうには検討としていかないんだ  
というようなことで受けとめておいてよろしいですか。

◎議長（葛谷寛徳）

答弁を求めます。

□企画部長（岡部浩司）

先ほど申し上げましたように存続を前提として判断したということですので、  
今の時点ではそういった考えはないということですのでございますけれども、やはりこの施設  
のですね、状況をしっかり見極めて、運営状況を確認しながら、今回の改正でよりよい施  
設にして利用者を増やしていこうという趣旨でございますので、そういった方向で、今こ  
れからの指定管理の募集にあたっていきたいということでございます。

○2番（水上雅廣）

そこまで確定的な意味合いではないと捉えておきます。ただ、そういうふうに将来的に  
有意義な施設にしていきたいと。そういうことであるということだけは、わかりました。  
こうしたことは、現指定管理者、今で言ったら株式会社飛驒ゆいになると思いますけれど  
もそちらのほうに何らかの話のようなことをされた経緯はありますか。

◎議長（葛谷寛徳）

答弁を求めます。

□企画部長（岡部浩司）

当然ですね、条例改正ということもございますので、正式ではありませんけれども、事前  
に現の指定管理者の株式会社飛驒ゆいさんのほうにはお話をさせていただいておりまし  
て、とくにこの状況でですね、やっぱりこの趣旨としてですね、大きく運営形態を変える  
ものではないということですし、工夫をお願いしたいということがございますので、そう  
いった趣旨はご理解いただいたということでございます。

○2番（水上雅廣）

わかりにくいのが、運営形態は継続するわけです。大きく変えるわけではない。その中  
で条例上の位置づけは変えていくということですよ。そのへんがもう少し、こう何とい  
うかな。必要性、改正してでもというところを、もう一回、説明していただけますか。

◎議長（葛谷寛徳）

答弁を求めます。

△市長（都竹淳也）

私からお答えします。

そもそも条例が違和感がありすぎるんですね。明らかにゆうわ〜くはうすを見て、誰も  
観光施設と思わずに市民の施設として使っていて、そういう運営が実際になされている  
にもかかわらず条例が違うというところを実態に合わせようということですから、これ  
はどこのタイミングでやるかということとなると、指定管理の更新のときしか実際やりにく  
いわけでありまして。今回たくさん指定管理の更新施設が出てきますから、やるなら今だろ

うということです。もっと前に考えてもよかったのですが、そのときは十分思いついてなかったのですね。逆に明らかに用途が大きく違うというものがそんなに前回の更新のときには多くあったわけではありませんから観光なら観光施設というかたちのものばかりでしたので。ただ、今回の更新の中にはそう違和感があるものが大変たくさんある。違和感があるんだったら変えようじゃないか。条例があるからといってそれをしっかり守り続けてやるメリットは何もないわけでありますから、そういう運営も実際されているということであればですね、条例の位置づけを変えて、むしろそっちを尊重したほうがいいんじゃないということです。先ほど存続云々の話がありましたけども、これをもって確定的に未来永劫存続させるということではないんですが、ただ、用途が違えば廃止という考え方は当然あるのではないかといいことですね。条例の当初の位置づけと現在が違ってきているのですから。ただそれは、そういう機械的に条例の位置づけと実態が違うから廃止という考え方じゃなくて、あくまでも実態がどういうふう利用されているのか。それから、市民の皆さんにどうご評価いただいているのかということ優先して考えるということでもありますので、もちろん、それが例えば、突発修繕で、とても維持できないような費用がかかるとかですね、そういうことになれば廃止ということも当然あり得るわけでありまして。ですからひとまず今の段階では、実態に合う格好で制度のほうを是正しようじゃないか、制度の今の規定を是正しようじゃないかというのが趣旨であるというふうにご理解いただければと思います。

○2番（水上雅廣）

わかります。そのことはわかりました。これをこうすることで、心配だったのは、例えば、そういうことは多分ないんでしょうけれども、指定管理料のこともちょっと言いましたけど、健康増進施設とか名前によって、何かその指定管理料までしっかりと担保されるという言い方が合っているかどうかわかりませんが、要は営業を今までのようにしなくても、何となくその経常的に指定管理料が入ってくるんじゃないかみたいなイメージの捉え方もできるのかなど。株式会社飛騨ゆいも、現指定管理者もそんなことを望んでいないというか、当然もう今までどおり、同じように経営努力をされて、しっかりと施設の管理もしていくんだという考えの中でやっていかれるというふうにお聞きしておりますし、今そのあたりも少し確認をしたかったものですから、こんなような質問をさせていただいたわけです。そうしたこともしっかりと伝えていきたいし、市民の皆様にもそういうこともわかっていただきたいと思います。

あと種蔵村なんですけど、観光施設なんですね。今までも指定管理者が、たびたび何回か変わって、なかなか難しい施設だろうと思うんです。そんな中で、いろいろと皆さんの中で当然、執行部の中で、振興事務所も含めていろいろと協議をいただいているんだなというふうにも思っておるんですけれども、例えば、種蔵村。こうしたこともひとつの関係人口もあるんですけども、景観保全の面も含め交流と景観保全。そういったことで、協力をいただいております。それと、例えば、石積みの修復とか、それから岐阜大学の先生

であったり、愛知芸術大学の先生であったり、生徒さんであったり、そういったところの交流なんかも。あそこの施設をそういうことに協力してくれたり、参加していただけるような方たちの拠点の施設だというような捉え方で、例えば、食事とかそういったものの提供とかというのは、もうナチュラルでも、まんが王国でもゆうわ〜くはうすでもいいのではないかな。全部を全部、無理をしてあそこで全部やってしまうという考え方じゃなくてもいいんじゃないかなんていうのは、思ったりもするわけです。そうしたことも、少し検討もいただければなというふうに思いながらあえて質問をさせていただいたわけです。それと、今度指定管理者をまた募集されるときに、今言ったようなことも少し含めて、例えば、指定管理のその中からまたそれを再委託するようなかたちもあってもいいのかな。そういうことも指定管理者に考えてもらっていいのかなというようにも思ったりもするものですから、そのへんについての考え方を、私はそう思うんですけども、それについて感想があれば。というか少しそちら側のご意見も伺えればと思います。

◎議長（葛谷寛徳）

答弁を求めます。

□企画部長（岡部浩司）

まさにご指摘というかご提案いただいた部分、そういった募集にあたって、そういった工夫をしていただけるのは非常にありがたいということになりますので、そういった提案を高く評価するというようなかたちで今後の運営方針等を指定管理者と協議してまいりたいと考えています。

○2番（水上雅廣）

何とか、景観が将来的にも維持をされて、しっかりとひとつの集落のモデルとなるようなふうにしていけるように、この施設の有効活用が図れるような指定管理であっていただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

最後の3つ目の質問に移らせていただきます。

人・農地プランの作成過程で検証できたものということ、農業なんですけれども、先般、議会のほうで、市民の皆さんとの意見交換会というようなこともさせていただきました。その中でも農政に関する話題というのは大変多く出てまいりました。その農業に関する諸課題というのは、人口減少であったり、高齢化であったり、あるいは地理や地形的な条件であったり、もうその集落によってもさまざまな状況であると。それゆえに非常に難しい。何かしら突破口を見つけるのが難しいのかなというふうに思います。そんな中で今、予算編成をされておりますし、相当厳しい議論をされておるのではないかなというふうに推察をするわけなんですけれども、何はともあれ、農業というのは基幹産業でありますから、何かしらこう語っていかねばならないんだろなというふうに思います。そうした中で、今回は、人・農地プラン、ちょっと取り上げさせていただきましたけれども、まず1つ目に、飛騨市農林水産業振興実施計画ということでちょっとお尋ねをいたします。これは、平成24年に制定をされました飛騨市農林水産業振興実施計画というのがある

わけです。この中には農林水産業の政策の方向性を示されてあるわけですが、これ計画期間が平成24年度から3年間というようなことに、ちょっと見ましたけれども、ですから切れているんですけれども。ただこれが見直されたりすることもなく、かわりのものをつくられることもなく、立ち消えてしまったのかなど。そういうことはどうか、一回ちょっとお尋ねをしてみたいなというふうに思いますし。今こんなときなんで、部長はこの計画の存在を知ってみえたかどうかはちょっとあれですけども。一回、そのあたりに戻って、当時がね、どういう状態だったのか、一回戻ってみて検証するというのも、ひとつやってみても、無駄にはならないかなというふうに思うわけですが、そんな気がありませんかということで、ひとつお伺いをいたします。

それから2つ目、人・農地プランの進捗状況ということで、コロナ禍の中で、今、各集落との話し合いをされておるということで、なかなか容易ではなかったんだろうなというふうに思います。とはいえ、人・農地プラン取り組み、ステップ1からステップ4まであるようですけども、今現在、作成手順の中で、どのあたりまでいっているのかというようなお尋ねをさせていただきたいと思います。

3つ目、各地区座談会を受けての感想ということで、人・農地プランは将来にわたる担い手の確保、それから農地の集積や集約化、こういったものは主たる取り組みであろうかというふうに思います。話し合いのされる中では、こうしたこと以外にもいろんな集落の思いであったり悩みであったり、考えであったり、皆さんが伺うことができたのではないかなというふうに思います。その話し合いをされる中で、どんな声があったり、それをどういうふうにとらえてもらっているのかということをお伺いをしたいと思います。

それから4点目、そうした座談会を受けて来年度予算にどう反映させていくのでしょうかということですけども、新年度に向けて、今、予算編成の真ただ中だというふうに思います。その過程の中で、どんな検討を行って、地域の意見を反映をさせていこうとされているのか。そのあたりが、これは具体的には、市長の冒頭の前川議員への説明の中でもありましたから、求めるわけにはいかないと思いますけれども、お考えの中で結構ですので、お伺いをしたいと思います。

◎議長（葛谷寛徳）

答弁を求めます。

〔農林部長 青垣俊司 登壇〕

□農林部長（青垣俊司）

1点目の飛騨市農林水産業振興実施計画についてお答えをします。飛騨市農林水産業振興実施計画については、井上市長時代の平成24年度に市政全般について各分野の計画をつくるという方針に基づき策定されたものです。現在は、計画をつくるというよりもそれぞれの部署で具体的な課題を掘り下げながら、総合政策指針においてまとめられた1つの方向性に沿って、政策を実践する段階にあります。

また、当時は、農林部も農林課という1つの課の組織でしたが、現在は農業振興課、畜

産振興課、林業振興課と分かれており、今後は各分野を細かく深化させながら、それぞれの課題に取り組み、実践してまいりたいと考えます。

2点目の人・農地プランの進捗状況についてお答えします。最初に、人・農地プランとは、現在、全国の農業の共通課題として地域の高齢化や農業の担い手不足があり、将来どのように農地を守るのかという問題がある中で、地域の農業のあり方を地域の話し合いによって見えるかたちにするために作成をするものです。農林水産省は、さまざまな補助事業の要件として、この人・農地プランの作成をあげており、実効性を担保するかたちとなっております。

現在、さらにその実質化が求められており、市でも昨年度から人・農地プランを実効性のあるものにするための取り組みを行っているところです。

人・農地プランの実質化に関しましては、地域の状況を把握するためのアンケート調査を実施することがステップ1、アンケートで把握した状況を地図に落とし込むことがステップ2、その地図を活用して地域の話し合いを行ってもらうのがステップ3、話し合いの結果をまとめ、地域で共有するのがステップ4となっております。現在の進捗状況は、地域で話し合いを行っているステップ3となります。

3点目の地区座談会の感想についてお答えをします。各地区での話し合いは、最初、大枠の地域として古川町7地域、河合町2地域、宮川町2地域、神岡町5地域で、それぞれの地域の農業改良組合長や農業委員、農地最適化推進員の皆さんに集まっただき、それぞれの地区でどのような話し合いを行うか協議しました。10月以降、それぞれの地域で決めていただいた改良組合単位などの地区での話し合いを行っております。古川町では5地区、河合町では3地区、宮川町4地区、神岡町5地区での話し合いを実施をしたところでした。

地区によっては、地区全体で高齢化が進み、農地の形状などから他地域から耕作に来てくれる農業者もいないため現状維持が精いっぱいであるとか、話し合いを行っても意味がないと言われる地区などもありました。地区にいる専業農家の方を頼りにしながら、自分でできる範囲は現状維持していくという地区、将来的に土地改良を行わなければ農業を維持していけない地区、他地域から専業農家の方に耕作を依頼しなければならない地区もありました。地区によって課題がまちまちであるということを実感する一方で、全体として何とか農地を維持していこうという意欲は皆さんにあると感じたところです。その中で、それぞれの地区の実情に応じた方法を追求し、専業農家への集約や、集落内で協力しあって農地を維持していくこと、この話し合いをきっかけに家族内で農地の維持について話し合っていくことも大切であると感じているところです。

4点目の来年度予算への反映についてお答えします。人・農地プランの実質化は、各地区での方針を決めていただくことが目的ですので、そのまま何か予算に反映されるものではありません。しかし、各地区の座談会で伺ったご意見をもとに、新年度の新たな農業支援策として、次のようなものを拡充したいと考えております。1つは、中高年帰農者支

援事業の対象者の拡充です。45歳から75歳未満で就農される方の農機具等の購入の補助について、従来は野菜出荷組合などに加入した方を対象としておりましたが、水稲で他の農地を引き受けて営農される方について、新たに対象とすることを考えております。

また、地域の話し合いで猿による被害が増えているということでしたので、通常よりも高額である猿用の電気柵に対し、獣害対策の支援拡充として補助率の引き上げを検討しております。

その他、世界一美味しいお米が育つまちとして、おいしいお米づくりの底上げを図るために、お米コンクールへの参加料の助成を検討しております。自分のつくるお米がどのくらいのおいしさなのかを知ってもらうようにすることで、兼業農家や小規模な農業者の皆さんのやりがいにつながればと考えております。

〔農林部長 青垣俊司 着席〕

○2番（水上雅廣）

中山間の直払いがありますよね。あれは、集落で協定をされてやっているんですけども、その中でも、人・農地プランのような話もされるような、何て言ったらいいのかな。どういうふうに農地を活用していくんだとか、将来的にどうするんだという話し合いとかというのは、その中でもされておるといふふうに私は思っておったんですけども。そういったことと、今皆さんが、集落へ行かれて、聞いていること。何か普段にこう聞き取られていくことと、改めてその集落が入ってお聞きをすること。いろんなところからのご意見が伺えるんじゃないかと思っておったんですけども中山間のほうというのはそれほど掌握をされてないっていうような感じなんですかね。どんなふうに捉えていらっしゃるのでしょうか。

◎議長（葛谷寛徳）

答弁を求めます。

□農林部長（青垣俊司）

今回の人・農地プランというのは、その農地をどのように維持していくかというようなことを地域で考えてもらうというものですし、中山間事業につきましては、そういった中で地区で取り組んでいただくということをやっています。

ですので、そんな話し合いの中で、そういった話も出てくるかと思うんですが、直接今回の話し合いの中で、そういったものが出てくるということではないかなと思っています。

○2番（水上雅廣）

すみません、私の制度上の捉え方が少し誤っているかもしれませんので、また見ておいてください。あと今、細かな検討されている事業の説明もいただきました。1つですね、総合政策審議会の資料を少し拝見をさせていただいた中に、これは資料ですからあくまでもその検討を前提にして、これやりますと言われていたわけではない。それは承知したうえでなんですけども、兼業農家の離農対策というようなことがちょっと書いてあった

ので、こういったことも検討されておるのかなというようなことで、思っておったわけです。そのへんはいかがでしょうか。

◎議長（葛谷寛徳）

答弁を求めます。

□農林部長（青垣俊司）

兼業農家の対策についてということですが、今ほど、今度次年度の予算で上げている中高年の方に対する支援の拡充といったようなところでやっておりますし、また検討の中で、そういった兼業農家の方が機械がなくなると、もうやめてしまうよというようなこともあったりして、そういったことで何らかのその支援ができないかなというのも検討はしておるんですけれども、なかなか政策にできていないというところです。

○2番（水上雅廣）

はい、ありがとうございます。本当に冒頭に申し上げましたように、農政というのは難しいと思います。本当にいろんなものが絡み合って、なかなか一つの方向ではいかんのかなというふうに。前から私言っていますけど、それ平場と中山間ではもう全然違うでしょうし。中山間であっても、中山間と山間はまた違う。その集落の形態によってもまた違うんだ。難しいと思います。そういった中で、もう少しこう農業政策といいますか、そういったものを考えていただくときに、もっとこう多角的というか、多方面から考え方を集められるように、何ていうのか、総合的に検討できるような体制であってほしいなと思いつつながら、農林部の中だけで、結論を出そうとか、迷ってしまうということではなくて、ほかの例えば、企画部であったり、あるわけですし、いろんな知恵をお持ちの部署というのはいっぱいあるんだろうと思うので、そういったところと少ししっかりと相談協議するようなことも含めて、やっていただいて、本当に総合的に農政から何かうんでいくとか、農政考えるのに何かいいものがあるとかいうような体制であってほしいなというようにことを思うわけです。

市長に前にお尋ねをしたことがあるのですけれども、改めてそういったことで、新年度予算、いい予算に仕上げさせていただきたいなと思いますので、ぜひこのことだけはお願いをさせていただきたいと思います。そういったことを最後お願いになってしまつてちょっとあれですけども、しっかりとやっていただけるというふうに思いながら、一般質問のほうは終わらせていただきます。ありがとうございました。

〔2番 水上雅廣 着席〕

◎議長（葛谷寛徳）

以上で、2番、水上議員の一般質問を終わります。

◆休憩

◎議長（葛谷寛徳）

ここで、昼食のため暫時休憩といたします。再開を午後1時45分といたします。

（ 休憩 午後0時40分 再開 午後1時45分 ）

◆再開

◎議長（葛谷寛徳）

それでは、休憩を解き、会議を再開いたします。

次に8番、徳島議員。

〔8番 徳島純次 登壇〕

○8番（徳島純次）

それでは、議長からお許しをいただきましたので、質問させていただきます。

私は空き家対策についてお伺いいたします。適切な管理が行われていない空き家等が防災、衛生、景観などの地域住民の生活環境に深刻な影響を及ぼしており、地域住民の生命、身体、財産の保護、生活環境の保全、空き家等の活用のため、空家等対策の推進に関する特別措置法が、平成27年2月に施行されて4年半。全国で対策がとられていますが、少子高齢化、人口減少や住宅・建築物の老朽化、社会的ニーズの変化や、地方の過疎化の進行に伴い、居住その他の使用がなされていない空き家が年々増加しています。

平成25年、平成30年に総務省が実施した住宅・土地統計調査を見ますと、平成25年10月1日時点で、全国の総住宅数6,063万戸のうち、空き家は、820万戸。全国の総住宅数の13.5パーセントであったものが、平成30年10月1日時点の総住宅数6,241万戸のうち、空き家は、849万戸。全国の総住宅数の13.6パーセントと5年間で総住宅数で178万戸。平成25年比、2.9パーセント。空き家数で29万戸、平成25年度比、3.5パーセントの増加になっています。そのうち、賃貸用、または売却用の住宅及び二次住宅、別荘等を除いた特定空き家となる可能性が高い、その他の住宅に該当する空き家、転勤、入院、死亡、転出などのために居住世帯が長期にわたって不在の住宅や建てかえなどのために取り壊すことになっている空き家の数は、349万戸。全国の総住宅数の5.6パーセントとなっており、平成25年に比べると、31万戸、9.7パーセント増加しているのが現状です。飛騨市の状況は、平成25年時点で、総住宅数1万120戸。空き家数1,660戸。総住宅数の16.4パーセント。その他の住宅に該当する空き家は、1,300戸。総住宅数の12.8パーセントであったものが、平成30年度で、総住宅数1万1,000戸。空き家は、1,830戸。総住宅数の18.1パーセント。その他の住宅に該当する空き家は、1,080戸。総住宅数の10.7パーセントと5年間で総住宅数100戸、1.0パーセントの減少。空き家数170戸、10.2パーセントの増加。その他の住宅に該当する空き家220戸、16.9パーセントの減

少であるのが実情です。

飛騨市は、飛騨市特定空家等対策条例施行規則を制定し、空家対策等を効果的に推進するために、所有者行政及び民間業者が連携し、協力して対策に取り組んでいくために、飛騨市空家等対策計画を平成29年6月に施行し、この計画策定に伴い、広報誌・ホームページ・チラシ等による空き家の流動化活用、管理不全状態の空き家の解消に向けての取り組み及び納税通知の発送時や死亡届の際の空き家の適正管理に関するチラシの配布等による管理不全の空き家の防止に組み、さらに、空き家家財道具処分等の補助、空き家賃貸住宅改修事業の補助等により、その他の住宅に該当する空き家は、220戸の減少をしています。そこで、空き家対策に関し、次の点についてお伺いいたします。

1つ目、空き家対策の評価と課題は。飛騨市空家等対策計画を平成29年6月に制定し、空き家の予防、空き家の流動化活動、活用の促進、管理不全状態にある空き家の解消の3つの基本方針に基づき、空き家の適正管理の基本的な考え方や、管理不全による諸問題、相続の円滑な方法の周知など、責任意識の醸成、啓発や問題解決の相談窓口の開設、空き家の流動化や利活用を目指した空き家バンクや、飛騨市住むとこネットの開設や管理不全状態の空き家等に助言・指導などの処置を講じたり、また、空き家に関する補助制度等の、さまざまな取り組みを実施することにより、飛騨市は平成25年から平成30年の5年間に総住宅数110戸、1パーセントの減少。空き家総数170戸、10.2パーセントの増加。特定空き家等となる可能性の高い、その他住宅は220戸、16.9パーセントの減少という状態ですが、この3年半の結果をどのように評価し、今後の課題をどのように捉えているか伺います。

2点目、特定空き家の解消について。令和元年6月に飛騨市空家等対策協議会の審議を経て、特定空き家は、飛騨市に2戸あります。そのうちの1戸は、空家法第14条に基づく、助言・指導を行っている段階にあり、解体する意向はあるが、経済的に困難な状況。他の1戸は、所有者が存在しない状況と聞いています。平成31年3月31日時点における、全国の実績を見ますと、助言・指導1万5,586件。勧告922件。命令111件。行政代執行41件。略式代執行124件。岐阜県は、助言・指導125件。勧告6件。命令ゼロ件。代執行ゼロ件。略式代執行5件。これは、大垣市、中津川市、瑞浪市、恵那市、御嵩町という状況です。今後、飛騨市としても、勧告、命令、行政代執行、または略式代執行も視野に対応する必要があり、適用には慎重な判断が求められます。放置すれば、市民の安全で安心な生活環境が脅かされる事態にもなります。助言・指導から次のステップへと取り進めるには、どのような状況で、どれほどの猶予期間で移行するのか。また、特定空き家の解消の見通しを伺います。

3番目、飛騨市空家等対策計画について。令和元年6月に飛騨市空家等対策協議会の審議を経て、2戸が特定空き家に認定されていますが、飛騨市空家等対策計画の特定空き等に関する判定の手続きによりますと、「空き家等の多角的な観点から判断する必要があるため、市の関係各課の長で組織する飛騨市空家等対策庁内連絡会議に意見聴取し、飛騨市空

家等対策協議会の意見を踏まえたうえで判断する」としてありますが、飛騨市空家等対策庁内連絡会議の開催実績の問い合わせに「開催実績がなし」との回答でした。飛騨市空家等対策計画に規定されている手続きが省略されたのは、法令、決めごとや規範を遵守しないことであり、コンプライアンスの観点から問題があるのではないかと。これについての見解を伺います。

4番目、腐朽・破損ありの空き家の解消対策は。平成30年の住宅土地統計調査データでは、飛騨市の空き家1,830戸。腐朽・破損ありとなっているものは、380戸。そのうち、その他の住宅は320戸となっています。この320戸の住宅は管理がなされていないか、管理が行き届いてない住宅と思われる。

このまま管理不全が続けば、特定空き家に移行し、さらに危険空き家に移行してしまいますが、現状での市の対策では不十分と思われるが、管理不全を解消し、特定空き家、危険空き家になるのを防止する対策・方策を伺います。以上、4点を伺います。

◎議長（葛谷寛徳）

答弁を求めます。

〔市長 都竹淳也 登壇〕

△市長（都竹淳也）

空き家対策についてのお尋ねでございます。

私から1点目の空き家対策の評価と課題ということで、ご答弁申し上げたいと思います。まずその前に、空き家対策についての見方を申し上げておきたいというふうに思います。私の見方でございますけども、率直に申し上げまして、空き家対策ほど市民の感覚と制度が乖離しているものはないというような捉え方をいたしております。例えばですね、市民感覚でいきますと、まちなかに空き家があると「すぐに使えないか」、こういう意見が出てまいります。あるいは、損傷が著しい空き家があると、「これはすぐ市が取り壊すべきだ」という意見をいただくわけでありまして。これ市民の皆さんからもそうでもありますし、さまざまところで、そうした意見をいただきます。

しかし、いずれも個人の財産でありまして、それぞれの事情がありますので、簡単に利活用や取り壊しができるものではないと。そのギャップがですね、非常に一般感覚と乖離したところであるというふうに思っております。例えば、これは、それぞれ皆さんご自身のこととして捉えていただいても明らかなわけでありましてけれども、例えば、私自身の自宅もですね、お店をやめたものですから、店があいておるわけでありまして、外から見るとですね、空き店舗だからあれを活用できないか。こういう意見が出てくるのですが、住んでいる立場からしますとですね、余計なお世話だと、こういうことになるわけでありまして。勝手に使い方を決められても困るという事情があるわけでありまして。

あるいは、自宅の小屋の屋根の軒が折れたというケースがあつて、危険だから修理するよということ、仮に市役所から要請があつたとしても、「では、お金は出していただけのですか」ということになりますから、お金を出すのは自分である以上、「それは、

言われたからといってできません」となります。これが空き家という建物、財産の難しい問題であるというふうに思っています。

加えて当然ながら、空き家であっても個人の財産でありまして、憲法で財産権が保障されておりますから、それを制度として一方的に行政がやっていくことも難しい。したがって国では「空家等対策の推進に関する特別措置法」という法律を設けて、憲法が保障する財産権とのバランスを取りつつ、厳格な手続きを定めているというふうに理解しておりまして、市としては、この特別措置法に沿って、法の許す範囲内で空き家対策を進めていくことを基本として取り組んでいるわけでございます。

そうした考え方に立ちまして、市では、平成29年6月に法定の空家対策計画を策定いたしまして、柱として、3つ掲げまして、空き家対策を推進しています。1つ目は、空き家化の予防でございます。2つ目は、空き家の流動化・活用の促進、そして3つ目が管理不全状態にある空き家の解消とこの3つとしています。

このうち、2つ目の空き家の流動化・活用の促進、利活用ということですが、ここについては一定の効果があつたものというふうに認識しておりまして、飛騨市における空き家バンクであります飛騨市住むとこネットの数字を見ますと、平成27年から運用を開始しているわけですが、令和2年12月1日現在では、登録総数174件のうち成約累計件数が114件ということでございます。

また、空き家を賃貸住宅として活用するための改修に対する補助制度「空き家等賃貸住宅改修事業補助金」の実績でございますが、平成29年度は7件、平成30年度は2件、令和元年度は1件、令和2年度はここまで6件ということございまして、こうした実績を見ましても、市場流通という経済原理の中で活用が促進される。結果として、空き家の予防になるという意味においては一定の効果があつたのではないかと考えておりまして、先ほど申し上げた3つの柱の内の、1つ目の空き家の予防と2つ目の利活用についてはこうした評価をしているところでございます。

問題となるのは、3つ目の管理不全状態にある空き家の解消、すなわち老朽化・損傷が著しい空き家、いわゆる危険空き家と呼ばれる空き家や、一定基準を超えて特定空き家として認定された空き家を解消する。ここがなかなか難しく問題だということになります。

この手続きは、所有者を調査し特定することに始まりまして、所有者に対する空き家適正管理の要請があり、空き家への立入調査の実施があり、空家等対策協議会における特定空き家としての認定というかたちで、時間的・人力的な労力をかけて進んでくるわけでありまして、しかし、その手続きを踏んでもなお所有者が自分で直すとおっしゃったりしますと、それ以上介入することができないということになりまして、なかなかここが難しいということでございます。そうなりますと、課題はというお尋ねでございますけれども、今後の課題としては、やはり特定空き家を生じさせない取り組み、未然に防止していくことが重要でありまして、先ほど申し上げましたような流動化を促進する施策をさらに研究いた

しまして、磨きをかけていくことが必要ではないかと考えておりました、これが同時に目標でもあると考えているところでございます。

〔市長 都竹淳也 着席〕

◎議長（葛谷寛徳）

続いて答弁を求めます。

〔総務部長 泉原利匡 登壇〕

□総務部長（泉原利匡）

それでは、2点目の特定空き家の解消についてお答えします。

助言・指導から次の手続きの進め方という点ですが、とくに明確に規定されているものではありません。

実績を例に申し上げます、市内の特定空き家1件について、管理義務を有する者に対し、本年9月中旬に適正管理に関する要請文書を送付し、11月下旬に建物の解体を促す旨を記載した助言・指導書を送付しました。この助言・指導書の中では、対応のための期間として約3カ月を考慮しており、この期限後に勧告へと移っていくこととなります。一般的にも、当該文書を受理してから、資金を準備し、解体業者との契約、解体工事期間を考慮すれば、最低3カ月程度は必要との考えによるものです。ただし、所有者等の状況や、建物の規模や状態によってはその期間が短期または長期になることも考えられ、一律に同様の期間とはいえません。

また、所有者等が空き家を解体したいとの意思を示せば、市がむやみに手続きを進めることもできません。あくまで個人の財産であり、場合によっては税金を投入する必要があることから機械的に進められるものではなく、所有者等の事情も十分に配慮して総合的な判断のもと慎重に対応する必要があるため、一概に見通しを示すというのは困難といえます。

次に3点目、飛騨市空家等対策計画についてお答えします。

コンプライアンス上の問題とのご指摘ですが、同計画では必要に応じて関係部局との協議を行う旨を定め、そのために設置する庁内連絡会議であることから、市として問題とまでの認識は持っておりません。

しかしながら、事務を進める中では当然に関係部局への意見照会等も行っており、関係職員を一堂に集めての会議開催の必要性自体が乏しいと感じられることから、同組織のあり方そのものを検討する必要があると考えております。

最後に4点目、腐朽・破損ありの空き家の解消対策についてお答えします。冒頭でも答弁したように、市では空き家利活用の施策を講じ、一定の効果を得られていることから対策が不十分との認識は持っていません。

また、平成29年度から、戸籍担当部署、空き家バンク担当部署と連携し、所有者等の転出や死亡によって空き家となる家屋がある場合に、新たに所有者となる、または、管理義務を持つこととなる方から、氏名及び連絡先等を登録し、必要とするときにその情報を

地元区長等へ提供することについて了承いただく同意書を取得しており、あわせて希望する場合には空き家バンクへ登録いただくような仕組みを実施しています。これにより、空き家等が放置されること、あるいは、将来的に所有者不明となることを防止する一助になり得ているものと思います。

なお、必要な対策としては、空き家の適正管理を行わない所有者等へのペナルティ強化、また、所有者不明といった状況を防ぐための相続手続の厳格化が考えられます。しかしながら、これは、現行法令の見直しを要するものであり、市単独の判断でできるものではないことから、地域・県等の関係機関と連携し、国へと働きかける必要があるものと考えています。市では、財産権を侵すことなく、個人の利益を尊重しながら現行法令の範囲内で適正な対応をとっていく考えです。

〔総務部長 泉原利匡 着席〕

○8番（徳島純次）

空き家の現状は、対策の現状はよくわかりましたが、先ほどのですね、空き家対策のところでのコンプライアンス上問題じゃないかということに必要に応じて開催するという事で問題ないんじゃないかということであれば、組織の再検討ということでしたけど、対策等協議会の飛騨市空家対策計画、この中に書いてある、業務フローですね、これを、それに合わせて直すということですか。

◎議長（葛谷寛徳）

答弁を求めます。

□総務部長（泉原利匡）

フローについても、連絡会議のほうが入っておりますので、そのへんもあわせて検討したいと思います。

○8番（徳島純次）

私も、この計画のですね、業務フローを見ると、庁内の対策の会議のほうに矢印がいていて、直接、諮問に行くという矢印はないんですね。そうすると読み方としては、必ずそこへ行く。一応対策協議会にかけるといふふうに読み取れるので、やはりフローのほうも少し実情に合わせて直していただきたいのと、組織の改編もするならそれでしっかり現状にあったように直していただきたいというふうに思います。

それからですね、先ほどの全国の調査の結果を見ますとですね、これによると、助言・指導を実施した、その53自治体、このうち、回答があった戸数がですね、1,710戸で、そのうち、755戸について改善が図られたとあります。

そのうちの53自治体にですね、所有者等への対応で苦慮した事例を問い合わせた結果、96件あるんですが、そのうちの71件がですね、自治体からの助言・指導に対して何の応答もない、対応がみられないというものです。そうすると、そういう、助言・指導しても対応、相手方のアンサーがない。同じ市内だけではなくて、遠隔地に住んでみえる方もみえるわけですね。他の市町村ももっと遠い他の県にですね。そういう方に対して、

実情その空き家が非常に管理不全になっていますよと。ここが危なくなると、また特定空き家に移行していきますよという改善をする必要性をですね、どのようにして訴えるのか。この事例にあるように、ただ単に通知を出すだけではなかなか応答してもらえないというところをですね、何とか実情を認識してもらえよう工夫というのは、市としてどのように考えてみえますか。

◎議長（葛谷寛徳）

答弁を求めます。

□総務部長（泉原利匡）

空き家の所有者・管理者につきましては、内部の税の資料等も調査するというようなこともございますので、できるというようなこともございますので、そういうやっぱり管理者をまず特定しないと、議員おっしゃるとおり、どんな通知出しても見ていただけない、対応できないということになりますので、そのへんの対応を進めていかなければならないというふうに思っています。

○8番（徳島純次）

管理者の特定がたしかに難しいと思いますね。先ほどの話のように、所有者が亡くなったときに適正に手続きがとられていれば何の問題もないんでしょうけど。それがなされてないと、何代にもわたると、その対象者がたくさん増える。多いときは百何十人にもなるという話も聞きますし、そうなると、誰が管理者かわからないので特定するのに時間かかると思いますけれど。それ以外に管理者が特定されてですね、その人宛に通知を出してもなかなか返答がないというのが先ほどの回答なんですね。そうなると、出すときに、例えば、空き家になってこういう管理不全になっていますよというところを強調するように赤字にするとか、赤く塗るとかですね、そういうものとか、そういうチラシと一緒に入れてですね、それを管理者に送る。それで、もしくは、そのところの写真を添付してですね、送るとかいうようなことをしないと、ただ文書だけ送ったのでは、なかなか相手に伝わらないんじゃないかと。そのへんをどう考えられているか伺いたいのですが。

◎議長（葛谷寛徳）

答弁を求めます。

□総務部長（泉原利匡）

おっしゃるとおり、写真をつけて、その空き家、特定空き家等の写真をつけて送ったりということで、現に1件、特定空き家の助言・指導をやっておりますが、そちらにも写真をつけたりして、通知をして状況を把握していただくような対応をとらせていただいております。

○8番（徳島純次）

先ほど特定空き家、2戸、飛騨市では認定されていると言いましたけど、1戸は、所有者がわかっていて、先ほどの話あったように指導なんかもあったり、助言もされているのですが、もう1戸は、会社所有で責任者もわからない、会社の所在地もはっきりしないと

というような状況だそうですが、これについては、今後どのような対応をとるように考えられていますか。

◎議長（葛谷寛徳）

答弁を求めます。

□総務部長（泉原利匡）

おっしゃいました会社所有の会社でございますが、もう、登記等も十何年されておらず、幽霊会社となっております、代表者も見当たらないということになっております。それで現在は、その状況観察というような格好で、柱の傾きとか、そういうものを定期的に観察しながらおるわけでございますけれども、こちらはやっぱり最終的には、略式代執行しないといけない物件かなというふうには考えておりますが、現在は状況の観察をしているところでございます。

○8番（徳島純次）

そのような状況で略式代執行すると、回収は難しいですね。費用の回収。できる限り、所有者を見つけていただく努力はしていただきたいなと思います。それから、先ほど、市の対策を伺いましたし、空き家バンクですね、飛騨市住むとこネット。これなんかは、ネットへいくと見えますし、私も実績を見ましたら非常にすばらしいなというふうに思っています。先ほど市長が言われたような部分のところは、非常によく機能しているんじゃないかなと思うんですが。私自身、そういうデータを見ようとして、もしくはそこを見ようとして、飛騨市のホームページにいて、「空き家」と検索してもですね、空き家のところはたしかに出るんですが、こういう情報って出てこないんですね。さらに、空き家関係の条例だとか、計画だとか、そういうものを見たいなというときも、その空き家のところへいっても何も書いてないです。よその市のほうへいくと、「空き家対策」という項目があって、その下にですね、市の対策だったり、その条例だったり、それから今、ここにいう困りごとの窓口だったりというのがそこで全部わかるようになっているんですね。そこをクリックするとそこへとんでいくというふうになっていて、非常にいいなと思うんです。そういうふうなホームページのほうがより利用しやすいですし、すぐわかるんじゃないかなと思うんですが。ホームページをこういうふうに改善するという意図はありますか。

◎議長（葛谷寛徳）

答弁を求めます。

□総務部長（泉原利匡）

見にくいということでしたらやっぱり改善していかないとと思ひますし、やっぱりいっぺんで見られるところが一番いいと思ひますので、検討させていただきたいと思ひます。

○8番（徳島純次）

ぜひ、飛騨市のコロナ対策特設サイトのところへいくと全てわかるようになっています。

す。ああいうような感じのですね、ホームページをつくっていただけると非常にいいと思いますので、ぜひよろしくをお願いします。

それからですね、ちょっと午前中も少し出ていましたけれど、高齢者だけで住んでいる住宅、高齢者の夫婦のみ、もしくは高齢者の単独で住んでいる住宅というのを調べてみました。そうするとですね、高齢者の世帯は、全体で平成30年度ですね、1,940戸あります。そのうち、夫婦とも65歳以上の住宅は、960戸です。ただ一方、単独ですと、65歳以上、単身者の住宅がですね、850戸あります。これ足すとですね、1,810戸ですか。結構な数になるわけですね。高齢者だけ、もしくは単身のですね、住宅はですね、近くにお子さんがいるかどうかわかりませんが、亡くなれば、当然空き家になってしまいます。そうすると、こういうところの空き家化を防ぐためには、こういう人たちのところでも、先ほどのように亡くなる前に、誰に所有をいくのかというようなものをあらかじめ調査してですね、一覧表をつくっておく。亡くなったらその人に所有していただいたかどうか確認するというような手を打つのがいいんじゃないかなと思うんですけど、そのへんどういうふうを考えられますか。

◎議長（葛谷寛徳）

答弁を求めます。

□総務部長（泉原利匡）

今現在住んでみえる方の調査というのは、やっぱりしたことがありませんので、おっしゃることも理解できるんですけども、ちょっとやり方とかどこまで聞けるのかというようなことも研究しないといけないと思いますので、研究させていただきたいと思えます。

○8番（徳島純次）

ぜひ、平成30年ですね、先ほど言ったように850戸と960戸あるわけですから、やっぱりそれなりの数だと思うんですね。ですから、こういうデータもありますし、調査をしていただきたいというのと、先ほど午前中に、福祉課のほうの話で、高齢者の人数なんかも把握されていましたが、ああいうところと連携すればできるのではないかと思います。住宅土地統計調査のデータだけじゃなくて、直近のデータ、令和2年のですね、データ。つくっていただいてですね、そういう対策をぜひ取り進めていただきたいというふうに思います。

あとは、話出ていましたけど、やっぱり日本の場合にはですね、私権が非常に強いということで、なかなか取りつぶすにしても、行政がですね、介入してというのも非常に難しい。先ほど市長の話あったとおりなんですけど、そういう中で空き家を防いでいくためには、やっぱりそれなりのことが必要なので、ぜひですね、今まで打った対策をさらに取り進めていただいて、解消もしくは空き家に移行するのをですね、事前に防ぐような手だてを講じていただきたいなというふうに思います。お願いをして、私の一般質問を終わります。

〔8番 徳島純次 着席〕

◎議長（葛谷寛徳）

以上で8番、徳島議員の一般質問を終わります。

◆休憩

◎議長（葛谷寛徳）

ここで、暫時休憩といたします。

再開を午後2時30分といたします。

（ 休憩 午後2時22分 再開 午後2時30分 ）

◆再開

◎議長（葛谷寛徳）

それでは、休憩を解き、会議を再開いたします。次に1番、小笠原議員。

〔1番 小笠原美保子 登壇〕

○1番（小笠原美保子）

議長のお許しを得ましたので、質問させていただきます。

私からは今回、大きく3点について質問をいたします。

まずはじめに、飛騨市の高齢者の生きがいがづくりについてお尋ねいたします。本年7月に厚生労働省が発表した2019年の平均寿命は、男性が81.41歳。女性が87.45歳と過去最高を更新しました。国民の健康意識の高まりや医療技術の進歩などにより、これからも平均寿命が延びていくと見込まれています。

また、2025年には、団塊の世代が75歳を超えて後期高齢者となり、市民の2.4人に1人が65歳以上、3.7人に1人が75歳以上という超高齢化社会を迎えることとなります。今後、医療体制や介護保険等の維持、年金の財源確保、労働力不足など、多くの課題に対して、私たち一人一人も、自分のこととして考えていくことが必要だと思われまます。全ての住民が健康で幸せな人生を全うするための対応として、年齢にとらわれることなく、みずからの責任と能力において、自由でいきいきとした生活を送るという考え方が大切であり、高齢者が仕事や趣味などさまざまなことにチャレンジしていただきたいと考えます。シニア世代がさらに活躍することで、飛騨市の活力を高める鍵になりますし、生産年齢人口が減少する中で、労働力の確保だけではなく、豊富な知識や経験を持つ方々が大切な戦力となります。これからの時代は、年齢にかかわらず、働く意欲のある方が働き、いくつになってもチャレンジすることが生きがいにもなると思われまます。そこで、シニア世代の方々が生涯現役で活躍されるための対応、今後の取り組みについてお尋ねいたします。

1つ目は、高齢者をいかしていく事業の具体的な取り組みについてです。定年され、そのまま働く場所のある方もいらっしゃいますが、現状は年齢が進むにつれて、働く場所を

見つけることが難しくなってきます。シルバー人材などもありますが、お仕事を望んでおられる方への取り組みが必要だと思います。飛騨市としての取り組み、ビジョンはどのようなものでしょうか。

2つ目は、飛騨市において、雇用の現状と就職支援についてです。シニア世代へのパソコン講座やスキルアップのお手伝いに取り組むことで、生きがいにもなり、就職支援につながると思われますが、市として支援できることはないでしょうか。

3つ目は、多世代交流の場づくりについてです。年齢を重ねていても、自立して生きていこうという気持ちを持つことで、親子関係や夫婦関係もうまくいくことが多く、健やかな心が健全な体づくりにもなると言われております。シニア世代同士の暮らしの支え合い、子育て世代への協力、また、自分のできることや、得意分野で地域の役に立ちたいと思っている高齢者も多いと思われます。手助けの必要な方と、手助けしたい方をつなげるための取り組みとお考えをお尋ねいたします。

◎議長（葛谷寛徳）

答弁を求めます。

〔市民福祉部長 藤井弘史 登壇〕

□市民福祉部長（藤井弘史）

それでは、1点目、高齢者をいかしていく事業の具体的な取り組みについてにお答えさせていただきます。

市では、60歳代は仕事で社会貢献、70歳代は地域を支える助け合いやできる範囲での就労で社会貢献、80歳代は外出し、人との交流により元気を維持することで社会貢献との考え方を整理し、さまざまな施策の実施やその啓発に取り組んでいます。改正高齢者雇用安定法により2025年には、65歳定年となります。また、来年4月からは、70歳までの就業機会の確保が企業の努力義務になり、60歳代は働くというマインドが浸透し、就労をベースとしたライフスタイルが定着していくものと思いますが、同じ職場で継続就労する以外にもさまざまな働き方の選択肢を求める風潮が高まるのではないかと考えています。シルバー人材センターに職を求める動きも活発化すると思いますが、制度上、週20時間までの就業しかできないこととなっており、ここがネックとなっています。今般、国の制度改正により、週40時間に拡大することができる緩和措置が施行されたことから、昨年度から協議を重ね、現在この手続を行うように取り組んでいます。企業側、労働者側ともにさまざまな選択肢を増やし、高齢者の雇用拡大により、地域での高齢者の皆さんの力を引き出していきたいと考えています。

2点目、飛騨市において雇用の現状と就職支援についてお答えいたします。高齢者の新たな仕事等へのチャレンジの機会提供は、高齢者の就業促進や生きがい活動づくりにとっても重要なことと考えています。とくに人手不足分野では具体的な取り組みを進めており、例えば介護分野では、介護の資格を得るための研修をさまざま実施し、シニア介護職就職奨励金制度や介護ボランティアポイント制度とあわせ、シニア世代の新たなスキル

獲得とチャレンジを支援しています。

しかし、もっとさまざまな職種でこうした動きを推進する必要があり、現在着目しているのがシルバー人材センターで入会会員向けに実施している技能講習や就業体験です。これは、岐阜県シルバー人材センター連合会が実施されており、子育て支援から介護・福祉、家事援助、園芸、清掃、有償運送等さまざまなメニューがあります。飛騨地域でも送迎・福祉有償運送運転者の講習や清掃員の講習、草刈りの講習などが行われていますが、実施メニューが他地域と比べても少なく、もっと実施していただけるよう要望したいと思います。さらに市で、こうした講座をシルバー会員以外にも広く市内高齢者向けの講習会として開催することをはじめ、高齢者の皆さんの就業機会拡大のお手伝いができる手だてを検討したいと思います。

3点目、多世代交流の場づくりについてお答えいたします。市では、これまで元気高齢者を中心に支え合いヘルパーや介護ボランティアなどを養成する講座を開催して支え合い人材を育成し、サービスを必要とする方々へつなげる取り組みを続けてきました。今後も推進していきますが、こうした公式な活動ばかりではなく、今後は高齢者の皆さんそれぞれが家族だけでなく、自分が頼れる、支援してもらえる友人や近隣の方をつくっていくことが重要です。

こうした関係づくりは、近隣の方や友人と普段から定期的な交流をしていることで育まれます。そのため、地域の体操教室やサロン、クラブ活動、地域活動、生涯学習活動等が一層効果的なものとなります。市では高齢者の方が主体となった集まりの場を調べ、リスト化していますが、330もの場があります。いま一度、そうした場の大切さを啓発し、積極的な参加を促しながら、自分を支えてくれる仲間を持つことの意識づけを図ってまいります。先日、シニアクラブさんから「何か地域の役に立ちたい。自分たちでできることはないか」とお声がけをいただきました。こうした組織活動を通じた普段からのつながりをいま一度大切にさせていただき、お互いさまの助け合いをしていただくことこそが地域の役に立っていただけることと考えていますので、大きな組織であるシニアクラブとも連携し、啓発を図っていきたいと思います。

〔市民福祉部長 藤井弘史 着席〕

○1番（小笠原美保子）

ありがとうございます。シルバー人材さんの技能講習とかが思ったよりいろんな幅でしてみえるというので、心強く思ったのですがけれども、例えば、シルバーさんのほうなので細かいことはわかりにくいかもしれないですが、そちらのほうの講習の参加状態であったりとか、お仕事へつながったという結果みたいなものを把握してみえるようでしたら教えてください。

◎議長（葛谷寛徳）

答弁を求めます。

□市民福祉部長（藤井弘史）

講習といたしますか、相談にみえてですね、実際に就業につながったという数を把握しておりますので、お話をさせていただきます。60歳代ですと、昨年の実績となりますが、42名の方が相談にみえられまして、16名の方がシルバー人材センターに入会されたということでございます。6割の方が入会を断念されています。今年度では、これまで28名の方が相談にみえまして、12名が入会されておりまして、やはりまだ6割の方が入会を断念をされておるという状況でございます。

○1番（小笠原美保子）

結構相談には来ていらっしゃるみたいなんですけど、その断念された6割の方というのは、何が原因で断念されているんですか。働く意欲は満々でいらっしゃると思う方々だと思うのですけれども。

◎議長（葛谷寛徳）

答弁を求めます。

□市民福祉部長（藤井弘史）

はっきりとは掴んではおらないんですけども、先ほどちょっとご答弁で申し上げましたが、週20時間というですね、制度がネックになっているんじゃないかということで思っておりまして、今、60歳で、とくに前半の方等ですね、まだまだ、元気な方たくさん、ちょっと失礼な言い方かもしれませんが、60歳の方も元気な方いっぱいいらっしゃるという方もお聞きしておりまして、このあたりをシルバー人材センターのほうとも協議をしております、フルタイムで働けるようなかたちですね、調整を図っておるところでございます。

○1番（小笠原美保子）

そうなってくると、やっぱりシルバーさんも大事なところだと思うんですけども、企業であつたりとか事業所であつたりとか、普通にちゃんと働ける場所との連携というものもしていただく必要が出てくると思うんですけども、そのようなところはお考えでみえますか。

◎議長（葛谷寛徳）

答弁を求めます。

□市民福祉部長（藤井弘史）

今現在ですね、やっぱり人口減少からしても、現在の経済状況を維持していくのは、やっぱりこの60歳代の方の力というのは、大変必要だなということを思っております。市役所もそうなんですけども、企業さんのほうでもそういった方々を雇用していかないと、なかなか今の経済活動を回していけないというようなことがあろうかと思っておりますので、市としてもまたバックアップをしていきたいなということを思っています。

○1 番（小笠原美保子）

ちょっとさっき支え合いヘルパーさんの話も、ちらちらと出てきたんですけども、企業とかで働こうと思うと、60歳代とかって、やっぱり比較のお若い方たちになると思うんですけども、やっぱり70歳になっても、80歳なっても、人の役に立ちたいとか、そういう張り合いをもって外に出るってことをしたいという方々も大勢いらっしゃると思うんですけども、その点で支え合いヘルパーさんというのは重要だというのは思います。私、ちょっと見させていただいたんですけど、割合に家事というか普通のヘルパーさんにちょっと準じるようなお仕事が多かったように思うんですけども、例えば、男性だったら高いところに登っていただくとか、力仕事していただくとかという方向もやっていただけるかと思うんですけど、そのへんはできるようになっているのですか。

◎議長（葛谷寛徳）

答弁を求めます。

□市民福祉部長（藤井弘史）

支え合いヘルパー制度の関係でございます。こちらにつきましては、軽就労というような位置づけでございまして、今ほどお話もございましたが、生活支援が主な役割でございます。例えば、掃除ですとか、あるいは、洗濯、整理整頓。それから生活必需品の買い物、食事の準備、調理、衣類補修などございますので、かなりの需要といたしますか、やっていただける範囲は広いかなというようなことは思っておるところでございます。

○1 番（小笠原美保子）

ちょっとお尋ねしたいのですが、やっぱり人の役に立つのももちろん生きがいにはなると思いますし、大切なところは、対価というか、働いた以上は、何かしらを手にするってことが、余計に張り合いにはなってくると思うんですけども、そこらへんのところは有償ボランティアという言い方が適切かどうかわからないんですけども、ポイント制にするとか、何かそういった方向というのはお考えでみえるのでしょうか。

◎議長（葛谷寛徳）

答弁を求めます。

□市民福祉部長（藤井弘史）

今のですね、お話をさせていただきました飛騨市支え合いヘルパーにつきましては、契約ということになりますものですから、当然、最低賃金以上、シルバー人材センターさんのほうで、決められておる賃金は有償でいただけるというかたちになります。

それから、先ほど答弁の中で介護ボランティアのお話をさせていただきましたと思います。こちらのほうにつきましては、ポイント制になっておりまして、今ほど申し上げました飛騨市支え合いヘルパーよりは、もう少し軽い就労、ボランティアというようなかたちになるんですけども、こちらのほうもポイントを貯めていただいて、古川、あるいは神岡の商工会、商工会議所を出してみえます商品券と交換できるというようなシステムになっています。

○1 番（小笠原美保子）

ありがとうございます。とてもいいと思います。そこらへんのところは、どうやって周知してみえるのでしょうか。

◎議長（葛谷寛徳）

答弁を求めます。

□市民福祉部長（藤井弘史）

広報等でも周知をしておりますし、あるいは研修ですね。研修をやっていただいて、こういった支え合いヘルパーのほうにつながっていただくですか、それから介護ボランティアのほうにつなげていただくとかいうこともございますので、そういった研修の場でもPRをさせていただいておるところでございます。

○1 番（小笠原美保子）

ありがとうございます。何しろ年齢的にそういう年齢の幅の方が増えてくると思いますので、そこらへんとかこれからとても重要になってくると思います。よろしく願います。

次の質問に移らせていただきます。高齢者の入浴時安全対策についてお尋ねいたします。国立長寿医療研究センターの研究グループの調査では、毎日入浴する高齢者は、そうでない方に比べて、要介護認定になる割合が低かったと発表されています。

また、入浴文化が日本人の長寿の一因となっている可能性があるとも言われています。お風呂でのリラックス効果が健康状態にいい影響を与えている一方、入浴に関わる事故も多く発生しています。中でも、急な温度の変化によって、肉体がショックを受けるヒートショックにより家庭では、冬場による入浴時が最もリスクが高くなります。全国で年間およそ1万9,000人が入浴中に亡くなっていると推計されており、転倒等の理由も含まれていますが、気温の差がある冬場には、他の時期と比べ、何倍にもなっているため、温度差が引き起こすヒートショックの影響が大きいと推測することができます。飛騨市においても、入浴時の死亡事故は毎年、5件～6件起きており、そのほとんどが80歳以上の高齢者です。このことから寒冷地である飛騨市においては、リスクが高くなると思われます。自宅や温泉施設で安心して入浴でき、健康寿命を延ばすためにも、脱衣所、浴室をあたためること。そして、アルコールを飲んだ直後は避けるなどの適切なアドバイスで正しい知識と対策が必要です。飛騨市としての取り組みや、お考えをお尋ねいたします。高齢者の入浴指導についてですが、悲しい事故を防ぐためにも正しい入浴の仕方を教えていただくことや、温泉施設等で積極的に推進していただくことよいと思いますが、どうお考えでしょうか。

◎議長（葛谷寛徳）

答弁を求めます。

〔市民福祉部長 藤井弘史 登壇〕

□市民福祉部長（藤井弘史）

それでは、高齢者の入浴指導についてお答えをさせていただきます。高齢者の入浴時の安全対策ですが、議員ご指摘のとおり本市のように寒冷地で、塩分摂取の多い地域ではとくに冬場のヒートショックによる入浴中の事故については十分な注意が必要です。先日も市民有志の団体が民間認定の有識者となる「高齢者入浴アドバイザー」を講師に招かれ、「正しい入浴法を学んで健康寿命を延ばそう」と題した講演会を開催されました。地域での入浴事故防止の意識の高まりを感じたところです。

市としましても、冬場の高齢者の入浴中の事故を防止していくため、入浴の仕方などを含め注意喚起の啓発を図りたいと思います。行政関係では消費者庁が高齢者の入浴事故のリスクに対して、入浴時に気をつけることなどをまとめて注意喚起を行っています。公式な情報をわかりやすく市民に周知する啓発チラシを作成し、市民への事故防止の啓発に努めるとともに、市内の入浴施設の脱衣所などにもそのチラシを掲示するなど協力を求めています。

さらに、保健師が各地域の高齢者の通いの場におもむいたり、運営リーダーさん方に対して健康講話などを行うこともありますので、そうした場において入浴時の留意事項等の注意喚起を行いたいと思います。

〔市民福祉部長 藤井弘史 着席〕

○1番（小笠原美保子）

ありがとうございます。これも個人個人の、やっぱり気をつけていただかなきゃいけないところで、市でできることって、やっぱり注意喚起ぐらいで難しいところだなというのは感じています。できることと言えば、やっぱり温泉施設で、そういった取り組みをしていただくとか、チラシを配っていただくとかということになってくると思うんですけども。その家、その家の状況というのを保健師さんたちとかはお家へ行かれるので、よく把握してみえるのかもしれないんですけど、どんなにあたためていても、浴室はすごく寒い。タイル貼りでスースーするようなお家とかもあると思うんですね。

そういったところで、どれだけストーブを焚いていたって、なかなかあたたまらないとか状況的に仕方がないということもあると思います。

私ちょっと見させていただいたんですけど、お隣の高山市さんと浴室のリフォームとかでも、ちゃんとヒートショック対策について、きちんとやっぱ明確に書いてあるんですけども、飛騨市ではちょっと見当たらなかつたんですけど、そのへんはどういうふうにしてみるんでしょうか。教えてください。

◎議長（葛谷寛徳）

答弁を求めます。

□市民福祉部長（藤井弘史）

リフォームの関係につきましては、ちょっと私も把握をしておりませんので、ちょっと答えかねます。また調べます。

△市長（都竹淳也）

リフォームの補助はですね、これが来年度に向けての課題なんですけど、これまでどちらかと機能向上といいますか、例えば、省エネだったり、そうした全体の機能向上をメインにするという格好でやってきて、ことしコロナの中で大幅に緩和して非常に需要があった。来年それを踏まえてどう見直すかというのが今テーマになっているんですけども。おっしゃるようなことも、ひとつ大きな条件だと思うんですね。

生活の改善になりますし、今お話あるように、命を救うという部分もありますので。ちょっとこうしたところを含めあわせてですね、来年度の制度設計にあたりまして検討したいと思います。

○1番（小笠原美保子）

ありがとうございます。よろしくお願いします。

次の質問に移らせていただきます。午前中の質問に重複する部分もあるんですけども、通告どおり質問いたします。鳥獣被害対策についてお尋ねいたします。

9月定例会の一般質問においても、鳥獣害対策についてお尋ねいたしましたけど、お困りの方が多く、10月に行われた市民と議員との意見交換会でも、鳥獣被害についてのさまざまな意見が出され、飛騨市においては、各地域共通の課題であり、解決の難しい問題でもあります。

10月18日に行われた飛騨市鳥獣害被害対策研修会での江口祐輔講師の総合対策は、実際に取り組んでおられる方々にとってはとてもわかりやすく、猿やイノシシ、ハクビシン、熊、鹿など、それぞれの行動特性や、被害防止対策は、参加された方にも取り組みやすく、とても勉強になったと喜んでおられました。

これを踏まえて、次のことをお尋ねいたします。1つ目は、今後、飛騨市では、鳥獣被害対策はどのように取り組みをされますか。江口先生の指導のもと、島根県美里町では、子どもたちも一緒に対策に取り組み、被害がゼロとなり、正しい対策で諦めていた農地も利用できることで、農地が広がったケース。大分県では、正しい柵の設置や、環境管理をし、50集落で被害ゼロになったケースなど、成功事例の紹介がありました。飛騨市においても参考になると思われませんが、研修内容をどうにかして取り組まれますか。

2つ目は、高齢化により地域の被害対策が難しくなるが、どう対処されますか。イノシシや鹿対策の柵の設置を地域の方でされているところがとても多く、高齢化による人手不足で、今後維持していくことが難しくなっていくと思いますが、どのように対処されますか。教えてください。

◎議長（葛谷寛徳）

答弁を求めます。

〔農林部長 青垣俊司 登壇〕

□農林部長（青垣俊司）

1点目の鳥獣被害対策の今後の取り組みについてお答えをします。

上ヶ吹議員への答弁でもお答えしたとおり、獣害対策に関して江口先生の講演や直接指導いただいた内容から、猿の被害が多い地区をモデル地区として設定し、猿のエサとなるような柿・栗などの果樹や農業残渣などを徹底して排除するという環境整備を地域ぐるみで行っていくことを来年度に向けて準備しております。

柿や栗などの果樹を適切に管理すること、農業残渣などを排除することは、猿だけでなく、ほかの有害鳥獣にとっても効果的な対応です。また、正しい柵の設置により鳥獣被害を抑えることも含め、地域全体で獣害対策に取り組むことで、鳥獣被害ゼロを目指したいと考えております。

今後は、当モデル地区での効果の検証を踏まえ、他の地区でも効果的な対策を進めていきたいと考えております。

2点目の高齢化への対応についてお答えをします。鳥獣害対策において、国からの助成によってメッシュ柵を設置した場合、14年間は適正に維持管理を行う必要があります。地域で高齢化が進んだ場合、この維持管理が難しくなるのではということかと思えます。地域内での高齢化による問題として、自分でできなくなった場合に地域内における連携、協力で対処していただくこととなります。それでも地域で対処していくのが困難になってくれば、地域の中で維持できる手法、地域の中で必要最小限守らなければならない範囲に絞って実施していくこととなります。いわゆる、自助、共助、公助のうちの「共助」の段階にあるといえます。さらに深刻な状況となった場合に、「公助」が必要になってくるかと思えます。具体的には、外部から人を連れてくる費用を支援するということが考えられます。しかしながら、そういった場合には公費を充てることについて市全体で考慮し、コンセンサスを得ていく必要があると考えます。将来的にはそういったことを検討しなければならない時代がくるのではないかと考えていますが、現時点ではそれぞれの地域の状況を確認しながら、地域での共同作業をお願いしたいと考えております。

〔農林部長 青垣俊司 着席〕

○1番（小笠原美保子）

ありがとうございます。そうですね、メッシュ柵の維持というのが、私実際に集落を守るようにイノシシが入ってこないように柵を張ってあるところ、連れてっていただいて見せていたのですけれども、本当車でもがたがたとおるような林道です。そのようなところに地域の方々が行って、一生懸命張ってくださっているのに雪が降ると潰れちゃったりとか。維持というのも簡単にはできることではないなと思って見てきました。本当に高齢化が進まなくても大変だなんて思って見てきたんですけども。そこらへんの14年間もつという話だったんですけども、14年間、もたないんじゃないかというのも思います。そこらへん、何ですかね、壊れたときに直すときとかというところでの補助とか、お手伝いというのはどういうふうにされているのですか。

◎議長（葛谷寛徳）

答弁を求めます。

□農林部長（青垣俊司）

14年間もつということではなくて、その補助を受ける際の14年間は維持をしてほしいという、そういうことです。設置しただけじゃなくて、その後維持していかないとやはり効果が出ないということです。

それに対するその維持に関する補助というのは現在ございませんので、そういったところは地域の皆さんががんばっていただくというようなことしかないのかなというふうに思います。今ほども答弁のほうでも言いましたようになるべく範囲を絞った格好で、ずっと維持していけるような範囲でやっていくというようなことも必要かなと思っております。

○1番（小笠原美保子）

猿に関してモデル地区をつくると言ってみえたんですけども、どうして猿なんですか。

□農林部長（青垣俊司）

毎年いろんなイノシシですとか熊ですとか出るんですが、ことしに限っては猿の被害が多いということを聞いておるものですから、とくに捕獲の頭数もたしかに猿が多かったものですから、そういったことについてことしは取り上げて、それに対する対策をということで今回むかっております。

○1番（小笠原美保子）

わかりました。そうですね、江口先生のお話の中で、対策とかこないようにとかというのに取り組むときにもともと何頭きているのか大体把握していないとならないというお話があったと思うんですね。

確認するのが、すごい大変なことだと思うんですけども、何も山の中まで住んでいる猿を調べてこなくても、悪さをする猿、ここの地域には何匹ぐらい大体いるとかということ、そのお話の中で、1頭だけ捕まえても、賢いので、そのほかの猿が見ていて、ここにはいけないってことでちょっと隣行こうとかというふうになってしまいがちなというのを伺っています。だから捕まえるにしても、1頭だけでは意味がないよというお話だったと思うんですけども、把握をするということに関してはどういうふうやっていくとかという計画はされているのですか。

◎議長（葛谷寛徳）

答弁を求めます。

□農林部長（青垣俊司）

前回の江口先生の講演の中でそういった数の把握をしなさいという話はなかったと思うんですが、出てくるものに対して対策をしっかりしておけば、そのほかの猿についてもそれを学んでこなくなるというようなことですので、とくにきた数がいくつという確認をせよということではなかったと思います。

○1番（小笠原美保子）

DVDの貸し出しとかで周知していくということを午前中におっしゃっていたと思う

んですけれども、それは貸してほしいという方に貸すっていうかたちなんですか。地域ぐるみでやっぱり取り組むべきだと思うので、例えば、この地区に公民館に集まっていたいて、みんなで話をしたり、DVDを一緒に見たり、対策を練ってもらったりということが大切になってくるかと思うんですけれども、そういう計画はたててみえるのでしょうか。

◎議長（葛谷寛徳）

答弁を求めます。

□農林部長（青垣俊司）

今、議員さん言われましたようにその地域でのそういった説明会と言いますか、会合の中でそういったDVDを利用していただければいいかなと思います。この間も今、重点地区ということで話をさせていただいたんですが、そういった地区でもその役員さんだけでしたので、そういった話を住民の皆さんに聞いていただくというのは、機会を設けたほうがいいのかと思っておりまして、そういった地区のそういう集会と言いますか、そういった中で、そういったDVDとかを活用していただければいいかなと思っております。

○1番（小笠原美保子）

ぜひともそうしていただけるといいと思います。

あと被害額の話になってくるんですけれども、どうもその午前中のお話伺っていても、捕まえている数も結構多くなっていっているしというところなのに被害額がなかなか減ってないという話だったと思うんですけれども、私思うんですけど、農地の話になってくるんですが、農地がそのつくれないうって、つくる方がどんどん減っていっているのに、そのつくる場所が減っているのに被害額が減っていないってことは、逆に被害が多くなったりとか、悪さをする個体が増えていっているのではないかなというふうに思うんですけれどもどうでしょうか。

◎議長（葛谷寛徳）

答弁を求めます。

□農林部長（青垣俊司）

たしかに言われるように、つくっている面積が減っている中で被害は一定ということであると逆に増えているのかなということになるかなと思うんですが、そうですね、やはり捕獲を午前中の答弁でもさせていただきましたが、捕獲は増えているのですが、それでもやっぱり被害は一定、全然減っていかないという状況ですので、やはり農地を守るといって、鳥獣が里へ下りてこないような環境づくりとか、あとその農地を囲って守るとか、そういった方向でやっていかないとなかなかそういう被害を減らすという方向には向かっていかないのかなというふうに思っています。

○1番（小笠原美保子）

ありがとうございます。江口先生のお話の中でも被害がゼロになったところは、お婆ちゃんでも猿追っ払ったりとか、子どもでも柵の設置を手伝ったりとか、正しい知識をちゃんと教えていただいて身につけていたというふうに伺っています。なので、先ほどの公

民館でみんな集めてお話するということにでも、例えば、難しいかもしれないですけど、やっぱりお子さんであったりとか、おばあちゃんであったりとか家族みんなで参加していただくというのをしていただけるといいと思うんですけどもどうでしょうか。

◎議長（葛谷寛徳）

答弁を求めます。

□農林部長（青垣俊司）

言われるように地域のそういった高齢者の方ですとか、お子さんですとか、そういった広くそういった会合に来ていただいて、DVDを見てもらうとか、そういった話を聞いていただいて、地域の中でそういった意識づくりをしてもらえればいいかなということも思っております。

○1番（小笠原美保子）

そして、午前中の答弁をちょっと聞いていて気になったのが1つあったので、伺いたいですけども、ジビエツアーが今行われたと伺ったんですけども、それは、今後はどのようなにつなげていくのですか。

◎議長（葛谷寛徳）

答弁を求めます。

□農林部長（青垣俊司）

今回のジビエツアーは、狩猟に興味がある方ということで、そういった狩猟の資格を取りたいなと考えてみえたり、そういった方を来ていただいて、実際にその山の中でちょっといろんなそういった鳥獣のところ見ていただいて、そういう狩猟に関して、もっと興味を高めていただくということで行いました。ですので、そういったことで今後ともそういった狩猟の資格の取得者が増えるというようにつながっていけばいいかなというふうには思っています。

○1番（小笠原美保子）

ありがとうございます。せっかくよい指導をしていただいたので、すぐくためになる話だったし、いかしていただいて、きめ細やかに取り組んでいただきたいと思います。

何よりもいつも言うことですが、飛騨市の皆さんが安心して住んでいただけるように、そのの場所をお願いしたいと思います。以上で質問を終わります。

〔1番 小笠原美保子 着席〕

◎議長（葛谷寛徳）

以上で、1番、小笠原議員の一般質問を終わります。

◆休憩

◎議長（葛谷寛徳）

ここで、暫時休憩といたします。再開を午後3時20分といたします。

（ 休憩 午後3時14分 再開 午後3時20分 ）

◆再開

◎議長（葛谷寛徳）

それでは、休憩を解き、会議を再開いたします。

次に12番、高原議員。

〔12番 高原邦子 登壇〕

○12番（高原邦子）

発言のお許しを得ましたので、質問させていただきます。まずはじめに、デジタル化に呼応できる体制づくりの推進についてを伺います。

デジタル庁も設置され、国も本格的に新しい技術を取り入れて、活用する覚悟を菅内閣はみせております。昨年、働き方改革の1つでもあるテレワークについて、一般質問がこの飛騨市議会でもされています。ことしは、新型コロナ問題もあり、テレワークとリモートワークがよく言われております。昨年の答弁では、市の庁舎内では、かなり踏み込んだ対応をとっていきたい旨でありましたが、その過去の答弁を踏まえて、今回は伺いたいと思います。

まずはじめに、テレワークに特化した補助金はないが、女性、高齢者、障がい者、社会進出促進補助金を対象として利用できるかとあるが、これは答弁でですね、このコロナ禍、実際にですね、民間で利用されたのか。もし、されていない場合も、された場合にも、その結果の分析は、どのようなものであったのでしょうか。制度の拡充や新たな支援策も検討したいとされておりますけれども、その点はどのようになったのか。これは昨年度、住田議員への答弁を用いておりますが、それはどうなったのかということであります。

2番目に、新たにデジタル化推進のために特化した、先ほどは女性・高齢者とかとなっていましたけど、特化した補助金や支援体制を創設して、その中の1つとして、テレワーク支援を考えられないものか。

3番目には、デジタル庁が設立され、世の中は変容されていくと思います。これを受けて、市はどのように考えて、対応し、市のために活用しようとしているのか。また、これから考えていくのかを伺いたいと思います。

◎議長（葛谷寛徳）

答弁を求めます。

〔商工観光部長 清水貢 登壇〕

□商工観光部長（清水頁）

それでは、3点まとめて答弁させていただきます。1点目の制度の拡充や新たな支援策についてでございます。コロナ対応の中で全国的にオンラインやテレワークが求められている中で、市ではことしに入り幾度となく市内商工団体を通じて、また、直接企業への聞き取りを行いながら業況把握やニーズ調査を行ってまいりました。その返答の多くが現状の環境で対応ができており、追加経費はZOOM等の登録料の範囲程度で支援してもらうほどではないとのことでありました。

また、「女性・高齢者・障がい者社会進出促進補助金」でもテレワークの環境整備等に対応できるように準備していますが、問い合わせや利用はない状況であります。

一方で、社員採用や販路拡大についてはオンライン活用の要望がありまして、10月に発しました第8弾新型コロナウイルス感染症対策の中で、オンライン就職ガイダンス等への参加を支援する「企業人材確保支援事業補助金」とオンライン展示会等への出展を支援する「展示会出展補助金」の対象を拡充するなどしたところでございます。

2点目のテレワーク支援についてでございます。一言でデジタル化の推進と申しましてもICT（インフォメーション&コミュニケーションテクノロジー）やRPA（ロボティックプロセスオートメーション）などさまざまな切り口がありまして、ここ数年の予算編成におきまして毎回補助や支援の検討を行ってまいりました。しかし、これも具体的なニーズを聞いていくと、結局端末パソコンの購入要望になってしまい、その原因として、DX（デジタルトランスフォーメーション）化など、業務全体の改善へのイメージを市内の中小企業が持っていないことがあると認識しております。そこで、今の時代に求められるデジタル化のあり方をしっかり認識してもらうために、今年度は十六総研に委託している「企業の魅力発信事業」の中で、デジタルトランスフォーメーションに特化したDXセミナーをそれぞれ製造業、建設業、医療・福祉とテーマ別に3回開催、延べ44社の参加があり大変好評を博しております。

これまでの参加企業の約9割がZOOMでのリモート参加で、既にリモートワークに対応している事業所も多数ございました。セミナーの内容では、一流企業も使用している無償、もしくは安価で提供されているクラウドサービスを適切に組み合わせて活用することで業務の改善・効率化などを図るというもので、具体的な事例を多く示すなど、参加企業が自社で実施するイメージがしやすいものとなっております。今後はさらにもう一步踏み込み、これまでのセミナー参加企業に対して専門家による企業の現地訪問を行い、DX化の実践指導も予定しております。

なお、当日参加できなかった企業につきましては、YouTubeの飛騨市公式チャンネルで視聴できるようになっておりまして、その視聴数は延べ223回となっております。来月には農業をテーマにした同セミナーの開催を予定しております。

3点目のデジタル庁の設立を受けた市の考えについてでございます。先ほどの②のご質問に対する答弁と重複する部分がありますので、こちらでは簡潔にお答えさせていただきます。

ですが、先ほど申し上げましたセミナー等による企業のマインドセットや実践指導することが市として本来のDX支援であると捉え、機器の導入支援よりDXを通じた経営改革や業務改善の推進を図っていただくことが、市内企業への寄り添い型支援であると考えております。

〔商工観光部長 清水貢 着席〕

○12番（高原邦子）

それですね、「新年度を目途として、本庁または振興事務所で勤務を可能とすべく予約制の業務用パソコンを配置し、サテライトオフィスによるテレワーク環境を整えたいと思っています」、これはもう全てもう整っていると承知してよろしいですか。

◎議長（葛谷寛徳）

答弁を求めます。

□総務部長（泉原利匡）

振興事務所等の勤務等もサテライト会場でできておりますし、今後、市のシステムの中に入れる、自宅のパソコンから入って業務ができるという、自宅での在宅勤務ができるようなことを今、実証実験を始める予定ですので、徐々に進んでいるというふうに認識しております。

○12番（高原邦子）

それですね、今の自治体テレワークの推進実証実験というのが、それご存じだと思うんですけど、飛騨市は応募されましたか。

◎議長（葛谷寛徳）

答弁を求めます。

□総務部長（泉原利匡）

応募しておりまして、現在各係で、それをやってみようということで募集をしておるところでございます。

○12番（高原邦子）

それでね、私はすごいなと思ったのが、総合行政ネットワークっていうか、LGWANのやつありますよね。それにですね、何か460団体、きのうの日経やったかな、新聞のところで、4.3万のIDが応募して、もう本当に何て言うのかな、このデジタル化っていうか、もう一色になってきているなというのを感じたんですけど。そうしますと、飛騨市の場合、そういった、これからいろんな情報のね、セキュリティー問題とかみんなそういったものは、わりとオーケーになっているわけなんですけど、対応はもう、ばっちりできていると認識してよろしいでしょうか。

◎議長（葛谷寛徳）

答弁を求めます。

□総務部長（泉原利匡）

今ご紹介していただきましたテレワークの実証実験につきましては、11月の下旬か

ら令和4年3月31日まで実験というかたちでやられるということで、その中で飛騨市でも140のアカウントを取れたということで、先ほど申しあげました各係で、まずはやっていたら、コロナもありますし、何かのときに、自宅勤務とか在宅勤務とかが必要な場合は、自分のパソコンで、ある程度、条件はありますけれども、市の自分の持っているパソコンを遠隔操作するようなイメージになると思うんですけども、行政の中のネットワークの中に入って仕事ができるというようなことをやる予定でございます。

○12番（高原邦子）

清水部長のほうなんですけれど、そういった要望なかったし、応えられるものだったと。だから、要は去年のこれは、清水部長も住田議員にはお答えしていますよね。それは、結局は一切利用されなかったという答弁だったと思います。しかし、私のところにですね、「ああいうのをやりたいんだけどなあ」という声は何件かきました。それで、たしかあれは、女性の働き方改革とかそういうのだったもので、ですから私はここで言っているのは、そういった女性とか高齢者とかそういう看板のついているものではなく、デジタル化のことでいろいろ日本がこうなっている以上、それに特化というのもおかしいですけど、それにかかわって、私は、以前スーパーシティの話とか、いろんなものでこれからはITとかAIとかいろんなもの世界を目指してくということを一般質問で質問しているのですが。それで、そういったものに、女性とかって、こう区切っちゃうと、妊婦さんが、あのときはテレワークのときはそういったイメージもあったかもしれないけど、働き方改革での質問と今回は、それを乗り越えての質問で、私は特化した、そういったものの支援をつくっていただきたいと思うんですが、そういったものは本当に全く、先ほどの答弁では要らないとおっしゃるんですが、「いや、飛騨市は本当にがんばって最先端やっとなるよ」という姿を見せるんだったら、そういった女性とか障がいをもった方々、高齢者っていうかたちよりもネーミングの問題なんですけど、どうでしょうかということなんですけど、いかがですか。

◎議長（葛谷寛徳）

答弁を求めます。

□商工観光部長（清水貢）

今、議員さんのところにいろいろな要望といいますか、声が届いておられるということでございます。事業所によりまして、どの部分をテレワークしたいのかとか、あるいは業務形態にもよると思いますので、そういった具体的な内容等を聞かせていただきまして、それに呼応できるようなまた施策なり、そういった部分をまた構築していければなということを考えております。

○12番（高原邦子）

それでは一応ね、清水部長のところの部のほうに、事業所なんですけど相談をしてもらうように勧めますけれども。

どうでしょうかね、市長、やっぱりねえ、今本当に、菅首相になって要は、前からもそ

うなんですけど、行政事務の効率化とか、あと重複投資の、あるじゃないですか。先ほどのところで、何年間は使わなきゃいけないとかで、パラレルにどうですかっていうのは、上ヶ吹さんのところかな、そんな話があったと思うんですけど。そうすると、やっぱり重複した投資を抑制していくこととかも、そういった住民サービスの向上も、こういった菅総理が目指しているそのデジタルトランスフォーメーションですね、そういったもので、何かよくなっていくような気がするんです。ですから、私はそういったことに一般の、もちろん行政一番で、飛騨市大事で、今進めてらっしゃるんですけど、事業所もね、さっき、清水部長は、いろんなもので、商売のほうにね、利用できたっておっしゃっていただじゃないですか。そういった商売のほうにもしっかりとこれはいきていくんだということは何もお店を構えなくても、売れたりとか、遠隔によってもできるとか、本当に夢のようなこと。あとでちょっと私、青垣部長のところでも出てくるんですけど、やっぱりスマート農業っていうか、そういったものもやっぱり必要となってくると思うんです。ですから、そういった名称をつけた支援の補助金とか助成金をつくる気は市長、ないですかね。

#### △市長（都竹淳也）

先ほど清水部長から答弁もしたんですが、もちろん必要な費用がかかるものがあるんですね、柔軟に見直していっていますので。今、商工の補助金は包括補助というかたちにしていますから、メニューの追加とかも割と柔軟にできますし、そこは対応していきたいと思うのですが。

ただ、先ほど答弁にありましたようにですね、今、むしろ取り組んでいるのは無料で使えるサービスとか、極めて安価なサービスがものすごく増えているので、それをどうやって使いこなすかを考えてもらおうと。むしろそれでどうやって商売を変えていくのかっていう、マインドセットをしっかりとやっていくことのほうが大事だというふうに認識をしております。今、十六総合研究所と一緒にデジタルトランスフォーメーションの講座をずっと続けているんですが、そこで言っていることは、投資をするのではなくて、既存のいろんな使えるサービスを使って、極めて安い値段でむしろ何をやっていくのかというところを考えてもらうところを重点にやっています。現実にはですね、これ市役所といえますか、私自身も自分のまわりで、市役所で使っているわけですけど、例えば、昔、名刺の管理なんかはですね、高いソフトを買って読み込んでOCRかけてとすごくお金がかかったのですが、今、ラインのマイブリッジというのを、私使っているんですけど、無料なんです。何千枚入れても無料で。しかもですね、共有を簡単にかけると秘書系のメンバーと全部共有ができるので、もらった名刺で共有するものは、それでやればどこにいても共有ができてしまうことができますし。あとグーグルのサービスなんか使うとですね、例えば、1つの文章を、何人でも直していけることをオンラインで簡単にやっただけのものから、そうやって一つの文章をつくり上げていくということも、かつてであれば、投資をしてシステム入れなきゃいけなかったのですが、そこが簡単にできるようになっているということですから、むしろそういう時代になってきているとなると、何を使

うかというよりも使って何をするかということですので、デジタルトランスフォーメーションという言葉が示すようにトランスフォームするのは何かってことですね。デジタルを使って何をトランスフォームするのかっていうことのほうが、大事かとそんなこと思っていますので。先ほどの投資についてはそういうことで対応してきますけど、むしろ、何を変えていくのかって部分を市内の事業所の皆さんには商売の中で考えていていただきたいと。こんな考えでございます。

○12番（高原邦子）

本当にいろいろ、このコロナを経験して、頭の中身は今までと同じではいけないし、何が大切かということも変わっていくし、一番はつきり言いまして苦手な部類で、議員としてもあれ持って、ここでこうやってやらなきゃいけないんでしょうけれど、iPad持ってこななきゃいけないんですが、まだまだ。でもやっぱりがんばろうと挑戦はしているんですけど。遠くにいても、結局ですね、東京から移住する人が多いとか、飛騨市はまだちょっとそこまでじゃないですけど、近隣の県なんかは、リモートができるようになってきたりとかいろんなことで、人が違ったふうになってきたという話を聞くと、まだまだいろんな意味で発掘できるものがいっぱい飛騨市もあるなって思うものですからつついちゃって力が入りましたけども、何とぞちょっとよろしくお願ひしたいと思ひます。

次の質問のほうに移ります。今回ですね、やっぱり皆さん農業のことを言われております。朝も上ヶ吹議員さんも水上議員さんもそれから小笠原議員さんもみんな農業の関係のことを言われているので、重複になるとないますから、私はちょっと違った方面からもアプローチしてみたいなと思うんですが、でもやっぱり言いたいことは同じなんです。

やはり、私も市民と語る会においてですね、各地域で必ず必ず話題にのぼったのが農業でした。農作業が大変だということ。「毎日毎日草を取るとるんやぞ」と言われたのも。以前だったら、みんなで草刈りとかね、いろんなことできたんだけど、道なんかの草刈りもできたけども、もうできなくなってきた話とか。

あとは先ほどの猿ですね。猿が本当にかぼちゃから何からみんな持っていつちやって、もう作付けする営農意欲というんですか、やる気が起きないという声とか。そんな声。「もうやめたいな」という声も聞きました。

飛騨市のいいところはどこかなとか思うとやっぱり自然が豊かだし。その飛騨市をつくっているとか構築しているのは、この農産のものなんですけど。その再生にやっぱり挑戦していかなあかなという思いで、今回、質問しようかなと思ひました。土地なんですかね、農地。農地がですね、私もこれでも、先ほど小笠原さんもいろいろ歩かれたと言ひましたけど、いろんなところを歩きました。本当にね、大きなところばかりじゃなくて、こんなところにも農地あるんだというようなところもあがって。かといって、草ぼうぼうで、前はここは農地だったなというようなところも見てきました。やはりさっきもいろんなことで、私権が強い話とかいろんなことありましたが、地権者だけではもう農地を守っていけないんじゃないかと。そんな思いで、行政はやっぱり飛騨の場合、この自然を守

っていく、現風景を守っていくには、やっぱり行政の重要な仕事であると思いましたので、今回質問をさせていただきます。

以前、農業ということに関しては、圃場整備などして、そして、面積大きくして、そして、機械化ができて、そして、効率化を目指していくようなこと。市長はたしか、耕作放棄地のときにやっぱり作物ができないようなところはもう無視していくような発言だったと私は、ちょっと違っていたら、記憶しているんですが。でもね、やっぱりすごく効率的に農業ができない土地、例えば、中山間とかも私が登ったところとか、そういったところの農地もやっぱり大事な農地だと私は思いました。

そういったところを本当にね、どうやってやったら守っていけるのか。そういうのがだんだんとそのままになっているからこそ獣が進入してきたりとか、いろんなことになってきて、先ほどもいろいろ出ましたけども、いろんなふうになってきていると思います。

それで、いろいろ私は今回、国が何をしているのか、県が何して、市が何しているのかといったら、本当に皆さん農業に対しては、いろいろな施策をしてくださっているんですよ。市も単独でね、やっているんですが。でもね、どうしてか、何か先行きがね、あんまりよくないと。何でなんだろう。私は、土地というのは、やっぱり食料、大事なものであって、どうにかしていきたいと思うもので。食料自給率も私は、カロリーベースでも何でも上げたいという立場をとっています。いろんなことで輸入ができなくなったときのことを考えて、食は一番大切だと思っているので、農業は絶対守っていかなくちゃいけないという思いで質問させていただきます。

まず、はじめにですね。農地法がいろいろ何回か改正されていますけど、平成27年の改正で、農業委員会は、農地利用最適化推進委員を委嘱しなければならなくなりました。飛騨市の委員の活動内容はどのようなものなんでしょうか。そして、農地のどれだけを毎年把握できているのか。業務過多に陥っていませんかということですね、委員さんたちが。

2番目、農業委員会の仕事はどのようなものなんでしょうか。いろいろありますけれど、法令業務とか、必須業務、任意業務と分類されていますが、この飛騨市の農業委員会の比重はどうなんでしょうか。決議をしなければならないものの、数ね。内容、最近の動向ですね。平成21年だったかな、農地法改正で、いろんな株式会社みたいなそういったところが参入できるようになったのは、平成21年。ちょっとそこはちょっと。何ですか。それからいろんなことがありまして、申請とかいろんなことが多くなってきたんですが、飛騨市の農業委員会の傾向はどうですかということをお伺いします。

3番目です。農林業がですね、いろいろ言われている中で、よく言われるのが、県とか近隣自治体とのデータの管理。その管理の統一ですね。飛騨市だったら高山市とか、もちろん岐阜県。むしろ富山県とか。だって、例えばですね、先ほど出てきた獣の話にしますと、富山からもくるし、飛騨からも富山へいくかもしれないし。名前が書いてないもので、一応ね、わからないし移動があると。どういった被害が出ているとかそういったものを本当にデータ化して、それで共有の情報として持っていくべきだという、そういったのが出

ています。岐阜県の場合は、富山のことはこちらにおいて、岐阜県の県との間にそういったものはちゃんと、データ化して高山はどのくらいとかとすぐわかるようになっていっているのでしょうか。いろんなものが。そのへんを聞きたいなと思っています。あと、高山とか白川村、何なり、獣のこともそうですけど、いろいろ。そういった情報の共有ですね。どんなものがことしは、猿やったりとか、鹿とかいろいろありますけど、そういったものの共有もできているのでしょうかということ。

次ですね、職員と、地元の人とか民間の人たちとの連携はどうなっていますかということなんです。なかなかね、飛騨市の職員さん、あんまり来てくれないようなことを言っていました。でも10月から行っているんですよ。そのあとで。ですからこのへんはちょっとあれなんですけど。やっぱり、まだ、市役所の職員さんは、やっぱり全部が全部、プロフェッショナルじゃないもんですから。わからないと。農家の人たちにしてみると。話ちょっとわかっとなんていうようなことがありました。ですから、やっぱりそういう方々とどういう関係を持っていますかということをお伺いします。

5番目、いろんな私も読みました。他地域からの、過去からの、ほかの地域の失敗とか、いろんなもの読んだのですけれど。じゃあ、農地の有効活用、私はさっきも言ったように、一番に考えてですよ。自然の景観や環境を守って、持続可能な農業を目指したいと思っているんですけど。それには住民同士の役割の分担の見える化、さっきいろいろ、地元の人たちとやりますと言っていましたね。そういったことも必要と考えますけど、市は、その持続可能な農業のためには何が必要と考えているのか。これ伺いたいなと思っています。これはですね、次、最後に2018年、2年前に種苗法というものが廃止されました。そして、12月1日に、参議院の委員会を通過して、2日ですか。種苗法の改正案が、衆議院も参議院も通ったんですね。この種苗法の改正で、その農家はどうなっていくのか。私たちの食卓がどうなっていくのか。まだ想像つかないんですけど、育成農家というものを守るために、何というのかな。私たち、肖像権とか著作権とか、そういったもので、作物のそういったものだってことはわかるんですけど。本当に農業やっている人、自分で種とっちゃいけないとか、いろいろライセンス問題が出てきて、なると。マイナスの面ばかりじゃないし、プラスの面もあるんですけど、このことを市はどのように受けとめて、農家の皆さんたちからどういうふうにな、接して話をしていくのか。そのへんをどういうふうに対策とっていくのかを伺いたいと思います。

◎議長（葛谷寛徳）

答弁を求めます。

〔農林部長 青垣俊司 登壇〕

□農林部長（青垣俊司）

1点目の農地利用最適化推進委員の活動内容についてお答えします。現在、飛騨市農業委員会におきましては、15名の方に農地利用最適化推進委員を委嘱しております。

推進委員の活動内容ですが、農地法第30条に基づき管内の農地について7月から1

1月にかけて利用状況調査を実施しております。

その結果をもとに、遊休農地の所有者に対し農地の利用意向調査を実施し、それぞれの意向に沿ったかたちで農地の集積・集約化、遊休農地の発生防止・解消を図っているところ です。

そのほかの活動内容としまして、各地域において農地相談及び農業者年金加入の相談にも対応するといった活動がございます。

なお、農地の把握につきましては、令和2年度において調査面積約1,500ヘクタール、2万1,000筆を対象として実施し、調査結果をまとめているところ です。

現地調査におきましては、これまで紙ベースでの調査としていましたが、令和元年度から農地台帳システムと農業用GISシステムを搭載したタブレット端末を導入しました。その結果、1日の調査筆数が伸び、推進委員さんの負担も軽減が図られているところ です。

2点目の農業委員会の業務内容についてお答えします。主な業務としましては、毎月1回総会を開催し、農地法に基づく農地転用許可及び農業経営基盤強化促進法に基づく農地の利用権設定について法令業務として審査をするものです。

また、必須業務として、農地利用状況調査、担い手等への農地利用集積・集約化、遊休農地の発生防止等、地域における農地利用の最適化を図っております。任意業務といたしまして、農地利用相談、農業者年金加入促進等をご尽力いただいております。

最近の決議件数につきましては、令和元年度においては農地法許可件数97件、農業経営基盤強化促進法に基づく利用権設定512筆となっております。傾向として、現在、国及び県が農地中間管理事業を推進していることから、農地中間管理機構を通じた利用権設定が増え、それ以外の利用権設定が減るという流れが見られます。

3点目の、災害や鳥獣被害等に関する県や近隣自治体とのデータ管理、情報共有についてお答えします。

災害や鳥獣被害状況においては、県に報告する様式が統一されております。鳥獣被害の状況調査は、毎年12月に改良組合長を通じて調査を行っており、県に報告しております。また、鳥獣捕獲頭数についても県に報告しており、飛騨地域での情報共有する場が設けられています。

災害時の農産物被害なども発生時に県に報告する様式が統一されております。また、必要に応じて情報共有ができる体制をとっております。

4点目の職員と民間の人たちとの連携についてお答えをします。現在、ほぼ毎日のように事務所には農業関係の方がいらっしゃいます。専業農家の皆様をはじめ、各地区の農業関係の役員、改良組合長や日本型直接支払制度の代表者の皆様など、本庁だけでなく振興事務所も同様にいらっしゃっています。また、週に2～3日、専業農家の方の圃場をまわって農産物の生育状況を伺うなどの活動も行っております。トマト研修所のおかげで新規就農者も増えてきておりますので、研修生や研修所の卒業生、その他の新規就農者の方のところも伺って、状況を確認し、困りごとがないか伺っております。ことしは新型コ

コロナウイルスの影響もあり、より頻繁に農業者の方に連絡を取って状況を伺うなどの活動も行いました。

また、人・農地プランの実質化の活動により、各地域に伺って今後の農業を地域で考えていただいております。地域の皆様と顔を合わせる機会が多くなっており、地域の実情をさらに詳しく知ることができたと考えております。

5点目の持続可能な農業についてお答えします。人口が減少していく中で持続可能な農業にしていくことは、農地を守っていくことと表裏一体のものとなっております。少ない人数で広大な農地を担っていくためには、いわゆる担い手農業者といわれる方々に農地を集約して効率的な営農を行っていくということが基本的な考え方となっております。

そのためには、狭い圃場を広くする土地改良を行っていくことが一つの解決策と考えており、現在取り組みを進めているところです。

また、不在地主や農業を継続できない方々の農地をどうしていくかも並行して考えていく必要があります。

現在、人・農地プランの実質化において、各地域で話し合いをしておりますが、不在地主や農地を預けてしまって農業を行っていない方など、農地を所有している責任感が希薄となっている傾向がみられ、大きな課題として感じております。

それぞれの地域で、単に農地を預けて農業を行っていただくだけでなく、農地を所有する方も一緒になって地域の農地、環境、風景を守っていく意識を持っていただくことが必要であると考えております。

6点目の種苗法の改正についてお答えをします。

種苗法の改正に関しては、12月2日の参議院本会議で可決され、令和3年の4月1日から一部施行されます。今回の改正の目的は、長年の歳月と経費をかけて改良された農産物の品種が海外に流出し、他国で増産されるのを防ぐためのものです。一部の方が心配されているのは、自家増殖ができなくなるということについてです。しかし、この規制は登録品種に限定されております。身近なところ言えば、えごまの「飛系アルプス1号」、大豆では「さとのほほえみ」などが、これに該当します。通常、農業者の皆様は種を購入して栽培し、農産物を販売されています。毎年種を購入される農業者の方は、今回の法改正の影響はありません。また、自家採種をされる農業者は、昔からこの地域で栽培されている在来種や固定種で作物をつくられる方となってまいりますが、在来種をはじめ一般品種と呼ばれる大部分の農作物については、今までどおりとくに規制がかかるものではありません。以上のように、影響としては、登録品種を自家採種することに規制がかかるということになり、現在のところ、農業者にとって不利になるということは明確になっておりませんが、今後、農業者にとって不利益が発生するようであれば、しっかりと国に対し是正を求めていきたいと考えます。また、農業者の皆様が混乱することのないよう、今回の改正内容をしっかりと皆様に伝えてまいりたいと考えております。

〔農林部長 青垣俊司 着席〕

○12番（高原邦子）

ありがとうございます。それで、今の農地が前までは農業絶対やる人じゃなきゃいけないということもあったりしたんですけど。今、賃貸もできるようになりましたよね。そっちらのほうが多くなってきたとかそういうことはないですか。例えば、農業を始めたいんだけれど、農地を購入するには、やっぱりいるじゃないですか、法人格とかいろいろ。今は飛騨市の場合はどちらが多いでしょうか。わかりますか。

◎議長（葛谷寛徳）

答弁を求めます。

□農林部長（青垣俊司）

ちょっとその数字的なところはとくに今、持ち合わせておりません。申しわけありません。

○12番（高原邦子）

農地所有適格法人というのがないと所有権の移転ができないとなっていますよね。それでなくても、例えば、私が言いたいのは、今なかなか若い子が農業に参入できるような時代になってきているんですよ。マイナスな面ばかりじゃなくて。それはなぜかと言ったら、その農地を貸してもらえる。それにはすごい賃貸借とか使用貸借と2つの方法ありますけれど、その地主さんとちゃんとしっかり約束すれば認めてもらえると。もちろん所有権の移転はできませんけど、そういったことで、本当にやっていこうと思う若者たちが結構、農業に参入できるふうに法改正がなっているんですよ。そういったことでがんばっている地域もあるんですね。

だから、飛騨市もですね、何とか私はすごく農業とかというのは、これから、さっきも言ったスマート農業というか。飛騨市もやったんですね、ドローン使ったりいろんなこと。そのへんで、何か農家の人、どんな感想言われましたか。ちょっと聞かせていただきたいんですけど。いろんなことをやって。わからないですか。そうですか。そういったものを使って、どんどんと人手が今までかかっていたのがかからなくなるとか。中には草取りまでしてくれるというようなのがあったりとか。いろいろなのが今どんどんできてきます。そういったことも、職員の皆さん本当勉強して、知識として持って、見に行ったりとか。農家の人たちに紹介するとかして、何とか何とか農業を持続していってほしいなと思うんですけど。これは市長に聞いたほうがいいのかな。市長、農業ってやっぱり特殊な特別なスペシャルな部門なんですね。そのジェネラリストの市長たち、わからないでしょ。そうするとね、やっぱりそういった専門家を私は、番頭さんみたいなかたちで採用してもらって、何というか進めていってほしいなと思うんですけど。歳はいいんですけど経験があって、がんばれる方を採用して、職員にもいろいろ勉強してもらえそうな環境というか、そういうことって、市長、考えられませんか、どうですか。

△市長（都竹淳也）

市役所のいろんな人事についてのご希望をいろいろいただくことがあるんですが、た

しかにおっしゃるとおりですね、農業分野だけ際立って、ほとんどほかあんまり言われることがないのですが、農業分野だけはですね、長くおいてほしいという声が圧倒的に多いんですね。農業振興課とか見ていただくと結構長い。それもあって、職員を割と長くおいたり、経験ある人を持ってきたりする人事を割ととるようにはしているんですが。たしかに議員おっしゃるように、専門の職員を採用するといいますかですね、といっても専門の職員といってもそういう職種があるわけではないですから事務職員なりでとって長く配置するってことになると思うんですが。あるいは経験ある人を社会人採用するとかですね。そういうことになると思うんですが、このへんはちょっと工夫をしてみたいなとは思っています。どういう募集の仕方があるかということもありますけど、たしかにおっしゃるとおり長い経験者を深い経験者を求められる分野ですからそのあたりは人事でいろいろ考えていきたいなと思っています。

○12番（高原邦子）

前も以前、市長と議論したと思うんですね。やっぱりいろんなところを職員はめぐらしたほうが経験させたほうがいいのか、都竹市長だったと思うんですけど。私は昔の町役場には、川のことを聞けばこの人がよう知ると、山のことを聞けばこの人がよう知っている。そういう人がおったけど、今の飛騨市のあれにはおらんというようなことを言われたもので。やっぱり、知るにはやっぱ時間もかかるんですけど、なかなか時間を待っている時間がないと。それならば、やっぱりよくわかってみえる方に手伝ってもらなり。さっきシルバーでは、20時間がネックになって、応募が何とかと言っていましたけれど、そうではなく、やっぱフルにでも働いてもらえて、その農業のいろんなノウハウを知っていたり。また逆にこれからの農業の、さっき言ったスマート農業がよくわかるような方も入れてもらうと。そして、ミックスして未来の農地を荒らさない。この飛騨の現風景を守っていくようにしてもらいたいと思っているんですけど。やっぱり農業がさっき思いました。一番、市長、やっていかなあかん分野、守っていかないと。この飛騨の飛騨らしさがなくなってしまうんですけど。次年度は、農業に対してはどのような思いで予算認めていますか。ちょっと教えていただきたいと思えますけれど。

◎議長（葛谷寛徳）

答弁を求めます。

△市長（都竹淳也）

大きな方針というのは、そんなに大きく変わっているわけではありませんし、今、先ほどの部長の答弁にもありましたけども、土地改良をしてですね、担い手の集約をやっていくということとか。あるいは専門の人材を育てる部分ですね。例えば、トマト研修所みたいなものがありますが、ああしたことをやっぱ着実に進めていくということが基本にはなってきます。プラスですね、やっぱりこれ、両面あって、景観とか農地とか全体を守る部分と、専業農家がしっかり食べていけるようにする部分と両方あるわけですけども、来年度どうするかというと、その売っていくほうですね。生産物。米でも野菜でもそうで

すね、これは畜産物でもそうですが、売っていくほうのところを力入れていきたいなというのが来年度に向けて重点にしているところです。むしろ生産者の農家の育成だったり、土地の問題だったりはいままで着実に進めてきていますから、それを引き続きしっかりやっていくという考えでおるところでございます。

○12番（高原邦子）

私も一生懸命これからも農業のことを勉強していきたいとは思いますが、青垣部長も、ことしというか、3月いっぱいということなんですけれど、また、退職された後もよろしくお願ひしたいなと思っております。本当に、今回いろいろ議員さん、まだあしたも答弁しなきゃならないかもしれませんが、それほど農業は大事だということで。あと何か月もありますけれど、そのときもしっかりと伺いに行きますので、どうぞよろしくお願ひします。これで私の質問は終わります。ありがとうございました。

〔12番 高原邦子 着席〕

◎議長（葛谷寛徳）

以上で、12番、高原議員の一般質問を終わります。

◆散会

◎議長（葛谷寛徳）

以上をもちまして、本日の日程は全て終了いたしました。次回の開催は、あす、12月10日、午前10時からいたします。本日はこれにて散会いたします。お疲れさまでした。

（ 散会 午後4時12分 ）

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

飛騨市議会議長

葛谷寛徳

飛騨市議会議員（1番）

小笠原美保子

飛騨市議会議員（2番）

水上雅廣